

令和7年 第1回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
1	令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号)		
2	令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)		
3	令和7年度 飯塚市一般会計予算		
4	令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算		
5	令和7年度 飯塚市介護保険特別会計予算		
6	令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算		
7	令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算		
8	令和7年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算		
9	令和7年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算		
1 0	令和7年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算		
1 1	令和7年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算		
1 2	令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算		
1 3	令和7年度 飯塚市水道事業会計予算		
1 4	令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計予算		
1 5	令和7年度 飯塚市下水道事業会計予算		

議案番号	件 名	摘要	ページ
1 6	令和7年度 飯塚市立病院事業会計予算		
1 7	飯塚市公告式条例の一部を改正する条例		7
1 8	飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例		1 1
1 9	飯塚市不当要求行為等対策条例		1 4
2 0	飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		1 8
2 1	飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例		2 0
2 2	飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		2 3
2 3	飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		2 8
2 4	飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		5 5
2 5	飯塚市宿泊税交付金基金条例		6 7
2 6	イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例		6 9
2 7	飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		7 5
2 8	飯塚市こども審議会条例		7 8
2 9	こども・若者プラザいいづか条例		8 1
3 0	飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例		8 4

議案番号	件 名	摘要	ページ
3 1	飯塚急患センター条例の一部を改正する条例		8 7
3 2	飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例		8 9
3 3	飯塚市自転車駐車場条例の一部を改正する条例		9 6
3 4	飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例		9 8
3 5	飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例		1 0 0
3 6	飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例		1 0 5
3 7	契約の締結(相田公営住宅1棟目建設工事)		1 0 8
3 8	財産の取得(デスクトップパソコン一式)		1 2 0
3 9	財産の取得(ノートパソコン一式)		1 2 1
4 0	土地の処分(栗尾工業団地北側)		1 2 2
4 1	土地の処分(平恒地区工場適地)		1 2 5
4 2	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について		1 2 8
4 3	市道路線の認定		1 3 1
4 4	専決処分の承認(令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号))		1 3 6
4 5	専決処分の承認(令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第4号))		1 3 7

議案番号	件 名	摘要	ページ
4 6	公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
4 7	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること		
4 8	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
4 9	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
5 0	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
5 1	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
5 2	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
5 3	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
5 4	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
5 5	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
5 6	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
5 7	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
5 8	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
5 9	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
6 0	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		

[illegible]

飯塚市公告式条例の一部を改正する条例

飯塚市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

条例等の公布の方法について、市のウェブサイトで行うこととし、書面の掲示は飯塚市役所の掲示場のみとするため、本案を提出するものである。

飯塚市公告式条例の一部を改正する条例

飯塚市公告式条例(平成18年飯塚市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
(条例の公布) 第2条 (略) 2 条例の<u>公布</u>は、<u>次の</u>掲示場に掲示して<u>これを行う。</u> <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>飯塚市役所</td><td>飯塚市新立岩5番5号</td></tr> </table> 3 <u>電磁的記録による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、市のウェブサイト</u>に設置した掲示場に掲示して<u>これを行う。</u> (市長の定める規則の公布) 第3条 <u>市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u> 2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の規則に準用する。</u> (市長の定める規程の公表) 第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。 2 第2条第2項<u>及び第3項</u>の規定は、前項の規程に準用する。 (その他の規則及び規程の公表)	名称	位置	飯塚市役所	飯塚市新立岩5番5号	(条例の公布) 第2条 (略) 2 条例は、<u>別表</u>の掲示場に掲示して<u>公布する。</u> (規則に関する準用) 第3条 <u>前条の規定は、規則に準用する。</u> (規程の公表) 第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して<u>市長印を押さなければならない。</u> 2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。 (その他の規則及び規程の公表)
名称	位置				
飯塚市役所	飯塚市新立岩5番5号				

第5条 第3条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者」と、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

別表(第2条関係)

<u>飯塚市役所</u>	<u>飯塚市新立岩5番5号</u>
<u>飯塚市穂波支所揭示場</u>	<u>飯塚市忠隈523番地</u>
<u>飯塚市筑穂支所揭示場</u>	<u>飯塚市長尾1242番地1</u>
<u>飯塚市庄内支所揭示場</u>	<u>飯塚市綱分802番地7</u>
<u>飯塚市潁田支所揭示場</u>	<u>飯塚市鹿毛馬2333番地4</u>
<u>飯塚市二瀬出張所</u>	<u>飯塚市横田809番地</u>
<u>飯塚市幸袋出張所</u>	<u>飯塚市目尾1020番地1</u>
<u>飯塚市鎮西出張所</u>	<u>飯塚市大日寺141番地</u>
<u>飯塚市鯉田出張所</u>	<u>飯塚市鯉田1358番地1</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

組織の再編に伴い、事務分掌を改めるため、本案を提出するものである。

飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

飯塚市事務分掌条例(平成18年飯塚市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置及び事務分掌) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 総務部 (1)～(6) (略) <u>(7) 市行政の総合企画及び調整に関すること。</u> <u>(8) 地域振興に関すること。</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) 電子計算組織、広報及び地域情報化に関すること。</u> <u>(12) (略)</u> 行政経営部 <u>(1) (略)</u>	(設置及び事務分掌) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 総務部 (1)～(6) (略) <u>(7) (略)</u> <u>(8) 特定課題への対応に関すること。</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) 電子計算組織及び広報に関すること。</u> <u>(11) 契約に関すること。</u> <u>(12) 支所の総括に関すること。</u> <u>(13) (略)</u> 行政経営部 <u>(1) 市行政の総合企画及び調整に関すること。</u> <u>(2) (略)</u>

<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> <u>地域情報化に関すること。</u>
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> <u>地域振興に関すること。</u>
<u>(5)</u> <u>契約に関すること。</u>	<u>(6)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
経済部～都市建設部 (略)	<u>(8)</u> (略)
	経済部～都市建設部 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飯塚市不当要求行為等対策条例

飯塚市不当要求行為等対策条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

市に対する不当要求行為等に対し統一的な対応及び未然防止の体制を整備し、公正な職務執行を確保するため、本案を提出するものである。

飯塚市不当要求行為等対策条例

(目的)

第1条 この条例は、市に対する不当な要求行為等に対し、統一的に対応するとともに、これらを未然に防止するための体制を整備し、もって法令を遵守した公正な職務の執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不当要求行為等 公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるおそれがある次に掲げる行為をいう。

ア 市が行う行為に関し、正当な理由なく、特定の個人又は法人その他の団体に対し有利又は不利な取扱いを要求する行為

イ 市が行う行為に対し、正当な理由なく、その達成を妨害し、又は遅延させることを目的に行われる行為

ウ 職員の採用その他の人事に関し、正当な理由なく、懲戒処分その他の行為を要求する行為

エ 職員に対し、正当な理由なく、その職務上知り得た情報の提供を求め、又

は当該職員がその職務上なし得る特定の行為を求める行為

オ 正当な理由なく、職員を長時間拘束し、又は面会を要求する行為

カ 職員に対し、自らの要求を実現するため、暴力的行為その他社会的常識を逸脱した手段を用いる次の行為

(ア) 身体の一部や器具を使って、故意に職員を傷つけようとする行為

(イ) 反論し得ない状況に追い込み、恐怖を感じる程度の強迫行為

(ウ) 正常な業務が遂行できない程度の喧騒行為

(エ) 粗野又は乱暴な言動により嫌悪の情を抱かせる行為

(オ) 正当な権利行使を装い、金銭又は権利を不当に要求する行為

キ アからカまでに掲げるもののほか、市の事務事業の適正な執行並びに庁舎等の施設の保全及び秩序の維持に支障を生じさせる、又はそのおそれのある行為

(2) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項に規定する特別職の職員のうち市長、副市長、教育長及び企業管理者

(3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(任命権者の責務)

第3条 任命権者は、不当要求行為等への対策が実効性のあるものとなるよう、必要な措置を講じるものとする。

(職員の責務)

第4条 職員は、職務の執行に当たり、市民に対してその事務事業の内容について十分に説明し、理解と協力を得るための努力をしなければならない。

2 職員は、不当要求行為等が行われた場合(不当要求行為等が行われるおそれがあると認める場合を含む。)は、これを拒否しなければならない。この場合において、複数の職員で対応する等、公正な職務の執行及び職員自身の安全の確保を図るとともに、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、管理監督者(当該職員を管理監督する地位にある職員をいう。以下同じ。)の指示又は職員自らの判断により、警察への通報その他の必要な措置を講じなければならない。

3 職員は、不当要求行為等(そのおそれがあるものを含む。)を受けたときは、その内容を記録し、管理監督者に報告するものとする。

(管理監督者の責務)

第5条 管理監督者は、職務の重要性を自覚し、所属に対する不当要求行為等の認知

に努め、これを認知したとき、又は前条第3項の報告を受けたときは、適法かつ公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理監督者は、前条第3項の報告の内容及び前項の規定により講じた措置について、第8条に定める飯塚市不当要求行為等対策委員会(以下「対策委員会」という。)に報告しなければならない。

(市民等の協力)

第6条 市民等(市民その他職務の執行に関係する者をいう。)は、この条例の目的を理解するとともに、職員の公正な職務の執行の確保について協力するものとする。

(不当要求行為等対策相談窓口)

第7条 不当要求行為等への初期の対応その他不当要求行為等に発展するおそれがある事案に係る相談を受け付けるため、不当要求行為等対策相談窓口を置く。

(飯塚市不当要求行為等対策委員会)

第8条 市における不当要求行為等への対策を統一的に行うため、対策委員会を設置する。

- 2 対策委員会は、規則で定める委員をもって構成する。

- 3 対策委員会は、第5条第2項の報告を受けたときは、当該不当要求行為等への対応方針及び当該不当要求行為等に対し執るべき措置を協議検討し、その結果を当該不当要求行為等に関係する任命権者及び当該報告をした管理監督者に通知するものとする。

(飯塚市不当要求行為等審議会)

第9条 市に対する不当要求行為等への統一した対応を徹底し、公正な職務の執行を確保するため、飯塚市不当要求行為等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対策委員会の対応方針及び措置について調査審議すること。
- (2) 不当要求行為等に対して市が執るべき措置について意見を述べること。
- (3) その他不当要求行為等に係る事項について審議すること。

- 3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第10条 第8条第3項の通知を受けた任命権者が第11条に規定する措置を講じる場合、市長は審議会に諮問することができる。

(不当要求行為等に対する措置)

第11条 任命権者は、対策委員会から第8条第3項の通知を受けたときは、当該通知

に基づき、当該不当要求行為等の行為者に対し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、当該不当要求行為等が止まないときは、当該不当要求行為等の行為者の氏名又は名称、不当要求行為等の内容その他必要と認める事項を公表することができる。
- 3 任命権者は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該不当要求行為等の行為者に対し公表をする旨を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該不当要求行為等が第2条第1号カに該当するときは、この限りでない。

(職員の保護)

第12条 任命権者及び管理監督者は、職員が不当要求行為等を拒否したことにより、当該不当要求行為等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることがないよう必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、違法又は不当な権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講ずるものとする。

(職員等の協力)

第13条 職員は、不当要求行為等の調査及び審議のため対策委員会若しくは審議会から説明を求められたときには、協力しなければならない。

- 2 前項の規定により調査に協力した職員は、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(飯塚市監査委員条例の一部改正)

第1条 飯塚市監査委員条例(平成18年飯塚市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の9第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、速やかに監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、速やかに監査に着手しなければならない。

(飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 飯塚市公営企業の設置等に関する条例(平成28年飯塚市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

初期救急医療の運営等に関して調査審議させるため、本案を提出するものである。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の 属する執行 機関等	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の 属する執行 機関等	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市環境保全 協議会	環境センター、終末処理場及び旧廃棄 物処分場に関する公害防止協定に基づ き調査審議すること。		飯塚市環境保全 協議会	環境センター、終末処理場及び旧廃棄 物処分場に関する公害防止協定に基づ き調査審議すること。
	飯塚市初期救急 医療運営審議会	初期救急医療の運営等に関して調査審 議すること。		飯塚市初期救急 医療運営審議会	初期救急医療の運営等に関して調査審 議すること。
	飯塚市予防接種 健康被害調査委 員会	予防接種による健康被害が発生した場 合の健康被害に関して調査審議するこ と。		飯塚市予防接種 健康被害調査委 員会	予防接種による健康被害が発生した場 合の健康被害に関して調査審議するこ と。
	(略)	(略)		(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
企業管理者	(略)	(略)	企業管理者	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(飯塚急患センター条例の一部改正)

- 2 飯塚急患センター条例(平成18年飯塚市条例第156号)の一部を次のように改正する。
第9条を削り、第10条を第9条とする。

飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定めるものに該当する場合における当該職員を除く。以下次項において同じ。)</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせては	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)</u>をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(<u>職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定めるものに該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、

ならない。

- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「小学校就学時の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定めるものに該当する場合における当該職

当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

員を除く。以下次項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 (略)	5 (略)
---	--------------

(飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 飯塚市職員の育児休業等に関する条例(平成18年飯塚市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第20条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45	(部分休業の承認) 第20条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45

分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が改正され、国家公務員の給与が改定されたことに伴い、これを参考に本市職員の給与を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第12条 (略) 2 (略) 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については、<u>3,000円、同項第2号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</u> 4 扶養親族<u>たる</u>子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族<u>たる</u>子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	(扶養手当) 第12条 (略) 2 (略) 3 扶養手当の月額、前項第1号<u>及び第3号から第6号までのいずれかに</u>該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。 4 扶養親族<u>である</u>子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(<u>以下「特定期間」という。</u>)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族<u>である</u>子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 削除

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日)をもって終わる。ただし、扶養手

当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る
事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出
を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、
その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合にお
いては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日
であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前
項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶
養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実
が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による
届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもの
のうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子とな
った場合

(地域手当)

第14条 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計
額に100分の1を乗じて得た額とする。

(地域手当)

第14条 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計
額に100分の2を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、職員が在勤する地域において法令の定めるところにより地域手当の支給を受けている者との均衡を著しく失すると認められる者その他特別な事情があると認められる者の地域手当については、市長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤(職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤(職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号

に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)

- (2) (略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) (略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期

3 運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(単身赴任手当)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他

間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(単身赴任手当)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 職員以外の地方公務員、国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められる

第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

もののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第33条 第5条第2項から第9項まで及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職		円	円	円	円	円	円	円
	1	(略)	(略)	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	(略)	(略)	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	(略)	(略)	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	(略)	(略)	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	(略)	(略)	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第33条 第5条第2項から第9項まで、第12条、第13条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職		円	円	円	円	円	円	円
	1	(略)	(略)	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	(略)	(略)	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	(略)	(略)	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	(略)	(略)	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	(略)	(略)	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400

員 以 外 の 職 員	6	(略)	(略)	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>
	7	(略)	(略)	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>
	8	(略)	(略)	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>
	9	(略)	(略)	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>
	10	(略)	(略)	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>
	11	(略)	(略)	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>
	12	(略)	(略)	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>
	13	(略)	(略)	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>
	14	(略)	(略)	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>
	15	(略)	(略)	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>
	16	(略)	(略)	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>
	17	(略)	(略)	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>
	18	(略)	(略)	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>
	19	(略)	(略)	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>
	20	(略)	(略)	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>
	21	(略)	(略)	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>
	22	(略)	(略)	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>
	23	(略)	(略)	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>
	24	(略)	(略)	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>
	25	(略)	(略)	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>

員 以 外 の 職 員	6	(略)	(略)	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>
	7	(略)	(略)	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>
	8	(略)	(略)	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>
	9	(略)	(略)	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>
	10	(略)	(略)	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>
	11	(略)	(略)	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>
	12	(略)	(略)	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>
	13	(略)	(略)	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>
	14	(略)	(略)	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>
	15	(略)	(略)	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>
	16	(略)	(略)	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>
	17	(略)	(略)	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>
	18	(略)	(略)	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>
	19	(略)	(略)	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>
	20	(略)	(略)	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>
	21	(略)	(略)	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>
	22	(略)	(略)	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>
	23	(略)	(略)	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>
	24	(略)	(略)	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>
	25	(略)	(略)	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>

26	(略)	(略)	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>
27	(略)	(略)	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>
28	(略)	(略)	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
29	(略)	(略)	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>
30	(略)	(略)	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
31	(略)	(略)	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
32	(略)	(略)	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
33	(略)	(略)	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
34	(略)	(略)	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
35	(略)	(略)	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
36	(略)	(略)	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
37	(略)	(略)	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
38	(略)	(略)	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
39	(略)	(略)	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
40	(略)	(略)	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
41	(略)	(略)	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
42	(略)	(略)	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
43	(略)	(略)	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
44	(略)	(略)	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
45	(略)	(略)	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>

26	(略)	(略)	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>
27	(略)	(略)	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>
28	(略)	(略)	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>
29	(略)	(略)	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>
30	(略)	(略)	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>
31	(略)	(略)	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>
32	(略)	(略)	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>
33	(略)	(略)	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>
34	(略)	(略)	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>
35	(略)	(略)	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>
36	(略)	(略)	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>
37	(略)	(略)	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>
38	(略)	(略)	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>
39	(略)	(略)	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>
40	(略)	(略)	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>
41	(略)	(略)	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>
42	(略)	(略)	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>
43	(略)	(略)	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>
44	(略)	(略)	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>
45	(略)	(略)	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>

46	(略)	(略)	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
47	(略)	(略)	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
48	(略)	(略)	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
49	(略)	(略)	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
50	(略)	(略)	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
51	(略)	(略)	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	
52	(略)	(略)	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	
53	(略)	(略)	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>	
54	(略)	(略)	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>	
55	(略)	(略)	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	
56	(略)	(略)	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	
57	(略)	(略)	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	
58	(略)	(略)	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	
59	(略)	(略)	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>	
60	(略)	(略)	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>	
61	(略)	(略)	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>	
62	(略)	(略)	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>	
63	(略)	(略)	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>	
64	(略)	(略)	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>	
65	(略)	(略)	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>	

46	(略)	(略)	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>
47	(略)	(略)	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>
48	(略)	(略)	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>
49	(略)	(略)	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>
50	(略)	(略)	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>
51	(略)	(略)	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>
52	(略)	(略)	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>
53	(略)	(略)	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>
54	(略)	(略)	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>
55	(略)	(略)	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>
56	(略)	(略)	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>
57	(略)	(略)	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>
58	(略)	(略)	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>
59	(略)	(略)	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>
60	(略)	(略)	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>
61	(略)	(略)	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>
62	(略)	(略)	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>	
63	(略)	(略)	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>	
64	(略)	(略)	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>	
65	(略)	(略)	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>	

66	(略)	(略)	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>	
67	(略)	(略)	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>	
68	(略)	(略)	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>	
69	(略)	(略)	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>	
70	(略)	(略)	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>	
71	(略)	(略)	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>	
72	(略)	(略)	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>	
73	(略)	(略)	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>	
74	(略)	(略)	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>416,000</u>	
75	(略)	(略)	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>416,300</u>	
76	(略)	(略)	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>416,500</u>	
77	(略)	(略)	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>416,700</u>	
78	(略)	(略)	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	<u>417,000</u>	
79	(略)	(略)	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	<u>417,300</u>	
80	(略)	(略)	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	<u>417,500</u>	
81	(略)	(略)	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	<u>417,700</u>	
82	(略)	(略)	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
83	(略)	(略)	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
84	(略)	(略)	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
85	(略)	(略)	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		

66	(略)	(略)	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>	
67	(略)	(略)	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>	
68	(略)	(略)	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>	
69	(略)	(略)	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>	
70	(略)	(略)	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	
71	(略)	(略)	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	
72	(略)	(略)	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>	
73	(略)	(略)	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>	
74	(略)	(略)	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>	
75	(略)	(略)	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>	
76	(略)	(略)	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>	
77	(略)	(略)	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>	
78	(略)	(略)	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>	
79	(略)	(略)	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	
80	(略)	(略)	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>	
81	(略)	(略)	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>	
82	(略)	(略)	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>	
83	(略)	(略)	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>	
84	(略)	(略)	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>	
85	(略)	(略)	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>	

86	(略)	(略)	<u>346,000</u>	<u>386,500</u>	<u>398,500</u>		
87	(略)	(略)	<u>346,400</u>	<u>386,900</u>	<u>398,800</u>		
88	(略)	(略)	<u>346,800</u>	<u>387,300</u>	<u>399,000</u>		
89	(略)	(略)	<u>347,000</u>	<u>387,600</u>	<u>399,200</u>		
90	(略)	(略)	<u>347,400</u>	<u>388,000</u>	<u>399,500</u>		
91	(略)	(略)	<u>347,800</u>	<u>388,400</u>	<u>399,800</u>		
92	(略)	(略)	<u>348,200</u>	<u>388,700</u>	<u>400,000</u>		
93	(略)	(略)	<u>348,400</u>	<u>389,000</u>	<u>400,200</u>		
94		(略)	<u>348,800</u>	<u>389,400</u>	<u>400,500</u>		
95		(略)	<u>349,200</u>	<u>389,700</u>	<u>400,800</u>		
96		(略)	<u>349,500</u>	<u>390,000</u>	<u>401,000</u>		
97		(略)	<u>349,800</u>	<u>390,300</u>	<u>401,200</u>		
98		(略)	<u>350,200</u>	<u>390,600</u>			
99		(略)	<u>350,600</u>	<u>390,900</u>			
100		(略)	<u>351,000</u>	<u>391,200</u>			
101		(略)	<u>351,500</u>	<u>391,500</u>			
102		(略)	<u>351,900</u>				
103		(略)	<u>352,300</u>				
104		(略)	<u>352,700</u>				
105		(略)	<u>353,200</u>				

86	(略)	(略)	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	<u>416,000</u>	
87	(略)	(略)	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	<u>416,300</u>	
88	(略)	(略)	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	<u>416,500</u>	
89	(略)	(略)	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	<u>416,700</u>	
90	(略)	(略)	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	<u>417,000</u>	
91	(略)	(略)	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	<u>417,300</u>	
92	(略)	(略)	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	<u>417,500</u>	
93	(略)	(略)	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	<u>417,700</u>	
94		(略)	<u>347,400</u>	<u>386,500</u>	<u>398,500</u>		
95		(略)	<u>347,800</u>	<u>386,900</u>	<u>398,800</u>		
96		(略)	<u>348,200</u>	<u>387,300</u>	<u>399,000</u>		
97		(略)	<u>348,400</u>	<u>387,600</u>	<u>399,200</u>		
98		(略)	<u>348,800</u>	<u>388,000</u>	<u>399,500</u>		
99		(略)	<u>349,200</u>	<u>388,400</u>	<u>399,800</u>		
100		(略)	<u>349,500</u>	<u>388,700</u>	<u>400,000</u>		
101		(略)	<u>349,800</u>	<u>389,000</u>	<u>400,200</u>		
102		(略)	<u>350,200</u>	<u>389,400</u>	<u>400,500</u>		
103		(略)	<u>350,600</u>	<u>389,700</u>	<u>400,800</u>		
104		(略)	<u>351,000</u>	<u>390,000</u>	<u>401,000</u>		
105		(略)	<u>351,500</u>	<u>390,300</u>	<u>401,200</u>		

106		(略)	<u>353,600</u>				
107		(略)	<u>353,900</u>				
108		(略)	<u>354,200</u>				
109		(略)	<u>354,700</u>				
110		(略)					
111		(略)					
112		(略)					
113		(略)					
114		(略)					
115		(略)					
116		(略)					
117		(略)					
118		(略)					
119		(略)					
120		(略)					
121		(略)					
122		(略)					
123		(略)					
124		(略)					
125		(略)					

106		(略)	<u>351,900</u>	<u>390,600</u>			
107		(略)	<u>352,300</u>	<u>390,900</u>			
108		(略)	<u>352,700</u>	<u>391,200</u>			
109		(略)	<u>353,200</u>	<u>391,500</u>			
110		(略)	<u>353,600</u>				
111		(略)	<u>353,900</u>				
112		(略)	<u>354,200</u>				
113		(略)	<u>354,700</u>				
114		(略)					
115		(略)					
116		(略)					
117		(略)					
118		(略)					
119		(略)					
120		(略)					
121		(略)					
122		(略)					
123		(略)					
124		(略)					
125		(略)					

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
---	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
---	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

第2条 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第12条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母	(扶養手当) 第12条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(5) 重度心身障がい者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 (略)

5 (略)

(地域手当)

第14条 (略)

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

3 (略)

(住居手当)

第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(6) 重度心身障がい者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については3,000円、同項第2号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 (略)

5 (略)

(地域手当)

第14条 (略)

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の2を乗じて得た額とする。

3 (略)

(住居手当)

第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められる

賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要がある と認められるものとして規則で定めるもの 2・3 （略）	ものとして規則で定めるもの 2・3 （略）
--	--------------------------

（飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正条例）

第3条 飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年飯塚市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（扶養手当） 第5条 （略） 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u> <u>(2) 満60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> <u>(4) 重度心身障がい者</u> （給与の減額） 第16条 （略）	（扶養手当） 第5条 （略） 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> <u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u> <u>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> <u>(5) 重度心身障がい者</u> （給与の減額） 第16条 （略）

2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定に基づき、職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。) 又は介護休暇(職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (適用除外) 第21条 第5条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 2 (略)	2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定に基づき、職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。) 又は介護休暇(職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (適用除外) 第21条 第5条及び第7条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 2 (略)
--	---

(飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正条例)

第4条 飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年飯塚市条例第209号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(扶養手当) 第5条 (略) 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u> <u>(2) 満60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> <u>(4) 重度心身障がい者</u> (適用除外) 第24条 第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。 2 (略)	(扶養手当) 第5条 (略) 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> <u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u> <u>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> <u>(5) 重度心身障がい者</u> (適用除外) 第24条 <u>第5条、第7条及び第17条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。 2 (略)
--	---

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条中第5条の改正規定及び第16条第2項の改正規定並びに第4条中第5条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 4 第1条の規定による改正後の飯塚市職員の給与に関する条例第16条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（飯塚市職員等の地域手当の支給の特例に関する条例の廃止）

- 5 飯塚市職員等の地域手当の支給の特例に関する条例（平成19年飯塚市条例第46号）は、廃止する。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 6 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年飯塚市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第7項中「、第12条、第13条及び第15条」を「及び第12条」に改める。

附則第8条及び附則第9条中「及び第7条」を削る。

（飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 7 飯塚市教育職員の給与等に関する条例（平成21年飯塚市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及び第13条」を削る。

附則別表

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2

19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22

39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42

59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	

79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				

99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

本市一般職の職員の給与条例改正を参考にして、会計年度任用職員への地域手当等を支給するため、併せて、令和6年人事院勧告により本市技能労務職員の給与の改定が行われることから、これを参考に会計年度任用職員の関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第3条 この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当とし、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料並びに<u>地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</u> (勤務1時間当たりの報酬の額) 第7条の2 <u>パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>月額による報酬 第6条の規定による号給に応じた額に、当該額に職員給与条例第14条第2項に規定する割合を乗じた額を加算して得た額を21で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)とする。</u>	(給与の種類) 第3条 この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当とし、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(2) 日額及び時間額による報酬 第6条の規定による号給に応じた額に、当該額に職員給与条例第14条第2項に規定する割合を乗じた額を加算して得た額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を100分の775で除して得た数を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)とする。

(報酬に加算する額)

第8条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その区分に応じて、当該各号に掲げる額を第7条に規定する報酬に加算して支給する。

(1) 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間(以下「任命権者が定める勤務時間」という。)を超える勤務若しくは休日における任命権者が定める勤務時間中の勤務を命ぜられ又は任命権者が定める勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員 規則で定める勤務した時間に対して、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に規則で定める割

(報酬に加算する額)

第8条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その区分に応じて、当該各号に掲げる額を前条に規定する報酬に加算して支給する。

(1) 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間(以下「任命権者が定める勤務時間」という。)を超える勤務若しくは休日における任命権者が定める勤務時間中の勤務を命ぜられ又は任命権者が定める勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員 規則で定める勤務した時間に対して、前条第4項に規定する時間額の報酬の額に規則で定める割合を

合を乗じて得た額

(2) (略)

(3) 地域手当の支給対象となる地域に在勤するパートタイム会計年度任用職員 一般職の職員に支給される地域手当の額に相当する額

(報酬の減額)

第10条 報酬の減額については、職員給与条例第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第7条第1項の規定により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員」と、「第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「当該報酬に応じた飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第7条の2各号に掲げる勤務1時間当たりの報酬の額」と読み替えるものとする。

(期末手当)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 フルタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額と

乗じて得た額

(2) (略)

(報酬の減額)

第10条 報酬の減額については、職員給与条例第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第7条第4項に規定する報酬の額」と読み替えるものとする。

(期末手当)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 フルタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

する。

(勤勉手当)

第12条の2 (略)

2～4 (略)

5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

別表第1(第5条関係)

	行政職給料表		技能労務職給料表	
職務の級	1級	2級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	(略)	(略)	<u>185,700</u>	(略)
2	(略)	(略)	<u>187,400</u>	(略)
3	(略)	(略)	<u>189,100</u>	(略)
4	(略)	(略)	<u>190,800</u>	(略)
5	(略)	(略)	<u>192,500</u>	(略)
6	(略)	(略)	<u>194,200</u>	(略)
7	(略)	(略)	<u>195,800</u>	(略)

(勤勉手当)

第12条の2 (略)

2～4 (略)

5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

別表第1(第5条関係)

	行政職給料表		技能労務職給料表	
職務の級	1級	2級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	(略)	(略)	<u>166,500</u>	(略)
2	(略)	(略)	<u>167,700</u>	(略)
3	(略)	(略)	<u>168,800</u>	(略)
4	(略)	(略)	<u>169,900</u>	(略)
5	(略)	(略)	<u>171,200</u>	(略)
6	(略)	(略)	<u>172,400</u>	(略)
7	(略)	(略)	<u>173,600</u>	(略)

8	(略)	(略)	<u>197, 400</u>	(略)	8	(略)	(略)	<u>174, 800</u>	(略)
9	(略)	(略)	<u>199, 000</u>	(略)	9	(略)	(略)	<u>175, 800</u>	(略)
10	(略)	(略)	<u>200, 500</u>	(略)	10	(略)	(略)	<u>177, 000</u>	(略)
11	(略)	(略)	<u>202, 000</u>	(略)	11	(略)	(略)	<u>178, 300</u>	(略)
12	(略)	(略)	<u>203, 500</u>	(略)	12	(略)	(略)	<u>179, 500</u>	(略)
13	(略)	(略)	<u>205, 000</u>	(略)	13	(略)	(略)	<u>180, 600</u>	(略)
14	(略)	(略)	<u>206, 500</u>	(略)	14	(略)	(略)	<u>181, 800</u>	(略)
15	(略)	(略)	<u>208, 000</u>	(略)	15	(略)	(略)	<u>183, 100</u>	(略)
16	(略)	(略)	<u>209, 500</u>	(略)	16	(略)	(略)	<u>184, 400</u>	(略)
17	(略)	(略)	<u>211, 000</u>	(略)	17	(略)	(略)	<u>185, 700</u>	(略)
18	(略)	(略)	<u>212, 400</u>	(略)	18	(略)	(略)	<u>187, 400</u>	(略)
19	(略)	(略)	<u>213, 800</u>	(略)	19	(略)	(略)	<u>189, 100</u>	(略)
20	(略)	(略)	<u>215, 200</u>	(略)	20	(略)	(略)	<u>190, 800</u>	(略)
21	(略)	(略)	<u>216, 600</u>	(略)	21	(略)	(略)	<u>192, 500</u>	(略)
22	(略)	(略)	<u>217, 700</u>	(略)	22	(略)	(略)	<u>194, 200</u>	(略)
23	(略)	(略)	<u>218, 800</u>	(略)	23	(略)	(略)	<u>195, 800</u>	(略)
24	(略)	(略)	<u>219, 900</u>	(略)	24	(略)	(略)	<u>197, 400</u>	(略)
25	(略)	(略)	<u>220, 900</u>	(略)	25	(略)	(略)	<u>199, 000</u>	(略)
26	(略)	(略)	<u>221, 800</u>	(略)	26	(略)	(略)	<u>200, 500</u>	(略)
27	(略)	(略)	<u>222, 700</u>	(略)	27	(略)	(略)	<u>202, 000</u>	(略)

28	(略)	(略)	<u>223, 600</u>	(略)	28	(略)	(略)	<u>203, 500</u>	(略)
29	(略)	(略)	<u>224, 500</u>	(略)	29	(略)	(略)	<u>205, 000</u>	(略)
30	(略)	(略)	<u>225, 300</u>	(略)	30	(略)	(略)	<u>206, 500</u>	(略)
31	(略)	(略)	<u>226, 100</u>	(略)	31	(略)	(略)	<u>208, 000</u>	(略)
32	(略)	(略)	<u>226, 900</u>	(略)	32	(略)	(略)	<u>209, 500</u>	(略)
33	(略)	(略)	<u>227, 700</u>	(略)	33	(略)	(略)	<u>211, 000</u>	(略)
34	(略)	(略)	<u>228, 400</u>	(略)	34	(略)	(略)	<u>212, 400</u>	(略)
35	(略)	(略)	<u>229, 100</u>	(略)	35	(略)	(略)	<u>213, 800</u>	(略)
36	(略)	(略)	<u>229, 800</u>	(略)	36	(略)	(略)	<u>215, 200</u>	(略)
37	(略)	(略)	<u>230, 500</u>	(略)	37	(略)	(略)	<u>216, 600</u>	(略)
38	(略)	(略)	<u>231, 100</u>	(略)	38	(略)	(略)	<u>217, 700</u>	(略)
39	(略)	(略)	<u>231, 700</u>	(略)	39	(略)	(略)	<u>218, 800</u>	(略)
40	(略)	(略)	<u>232, 300</u>	(略)	40	(略)	(略)	<u>219, 900</u>	(略)
41	(略)	(略)	<u>233, 000</u>	(略)	41	(略)	(略)	<u>220, 900</u>	(略)
42	(略)	(略)	<u>233, 500</u>	(略)	42	(略)	(略)	<u>221, 800</u>	(略)
43	(略)	(略)	<u>234, 000</u>	(略)	43	(略)	(略)	<u>222, 700</u>	(略)
44	(略)	(略)	<u>234, 500</u>	(略)	44	(略)	(略)	<u>223, 600</u>	(略)
45	(略)	(略)	<u>235, 000</u>	(略)	45	(略)	(略)	<u>224, 500</u>	(略)
46	(略)	(略)	<u>235, 400</u>	(略)	46	(略)	(略)	<u>225, 300</u>	(略)
47	(略)	(略)	<u>235, 800</u>	(略)	47	(略)	(略)	<u>226, 100</u>	(略)

48	(略)	(略)	<u>236, 200</u>	(略)
49	(略)	(略)	<u>236, 600</u>	(略)
50	(略)	(略)	<u>236, 900</u>	(略)
51	(略)	(略)	<u>237, 200</u>	(略)
52	(略)	(略)	<u>237, 500</u>	(略)
53	(略)	(略)	<u>237, 800</u>	(略)
54	(略)	(略)	<u>238, 100</u>	(略)
55	(略)	(略)	<u>238, 400</u>	(略)
56	(略)	(略)	<u>238, 700</u>	(略)
57	(略)	(略)	<u>238, 900</u>	(略)
58	(略)	(略)	<u>239, 200</u>	(略)
59	(略)	(略)	<u>239, 500</u>	(略)
60	(略)	(略)	<u>239, 700</u>	(略)
61	(略)	(略)	<u>239, 900</u>	(略)
62	(略)	(略)	<u>240, 200</u>	(略)
63	(略)	(略)	<u>240, 500</u>	(略)
64	(略)	(略)	<u>240, 700</u>	(略)
65	(略)	(略)	<u>240, 900</u>	(略)
66	(略)	(略)	<u>241, 200</u>	(略)
67	(略)	(略)	<u>241, 500</u>	(略)

48	(略)	(略)	<u>226, 900</u>	(略)
49	(略)	(略)	<u>227, 700</u>	(略)
50	(略)	(略)	<u>228, 400</u>	(略)
51	(略)	(略)	<u>229, 100</u>	(略)
52	(略)	(略)	<u>229, 800</u>	(略)
53	(略)	(略)	<u>230, 500</u>	(略)
54	(略)	(略)	<u>231, 100</u>	(略)
55	(略)	(略)	<u>231, 700</u>	(略)
56	(略)	(略)	<u>232, 300</u>	(略)
57	(略)	(略)	<u>233, 000</u>	(略)
58	(略)	(略)	<u>233, 500</u>	(略)
59	(略)	(略)	<u>234, 000</u>	(略)
60	(略)	(略)	<u>234, 500</u>	(略)
61	(略)	(略)	<u>235, 000</u>	(略)
62	(略)	(略)	<u>235, 400</u>	(略)
63	(略)	(略)	<u>235, 800</u>	(略)
64	(略)	(略)	<u>236, 200</u>	(略)
65	(略)	(略)	<u>236, 600</u>	(略)
66	(略)	(略)	<u>236, 900</u>	(略)
67	(略)	(略)	<u>237, 200</u>	(略)

68	(略)	(略)	<u>241, 700</u>	(略)
69	(略)	(略)	<u>241, 900</u>	(略)
70	(略)	(略)	<u>242, 200</u>	(略)
71	(略)	(略)	<u>242, 500</u>	(略)
72	(略)	(略)	<u>242, 700</u>	(略)
73	(略)	(略)	<u>242, 900</u>	(略)
74	(略)	(略)	<u>243, 200</u>	(略)
75	(略)	(略)	<u>243, 500</u>	(略)
76	(略)	(略)	<u>243, 700</u>	(略)
77	(略)	(略)	<u>243, 900</u>	(略)
78	(略)	(略)	<u>244, 200</u>	(略)
79	(略)	(略)	<u>244, 500</u>	(略)
80	(略)	(略)	<u>244, 700</u>	(略)
81	(略)	(略)	<u>244, 900</u>	(略)
82	(略)	(略)	<u>245, 200</u>	(略)
83	(略)	(略)	<u>245, 400</u>	(略)
84	(略)	(略)	<u>245, 700</u>	(略)
85	(略)	(略)	<u>245, 900</u>	(略)
86	(略)	(略)	<u>246, 100</u>	(略)
87	(略)	(略)	<u>246, 400</u>	(略)

68	(略)	(略)	<u>237, 500</u>	(略)
69	(略)	(略)	<u>237, 800</u>	(略)
70	(略)	(略)	<u>238, 100</u>	(略)
71	(略)	(略)	<u>238, 400</u>	(略)
72	(略)	(略)	<u>238, 700</u>	(略)
73	(略)	(略)	<u>238, 900</u>	(略)
74	(略)	(略)	<u>239, 200</u>	(略)
75	(略)	(略)	<u>239, 500</u>	(略)
76	(略)	(略)	<u>239, 700</u>	(略)
77	(略)	(略)	<u>239, 900</u>	(略)
78	(略)	(略)	<u>240, 200</u>	(略)
79	(略)	(略)	<u>240, 500</u>	(略)
80	(略)	(略)	<u>240, 700</u>	(略)
81	(略)	(略)	<u>240, 900</u>	(略)
82	(略)	(略)	<u>241, 200</u>	(略)
83	(略)	(略)	<u>241, 500</u>	(略)
84	(略)	(略)	<u>241, 700</u>	(略)
85	(略)	(略)	<u>241, 900</u>	(略)
86	(略)	(略)	<u>242, 200</u>	(略)
87	(略)	(略)	<u>242, 500</u>	(略)

88	(略)	(略)	<u>246,700</u>	(略)	88	(略)	(略)	<u>242,700</u>	(略)
89	(略)	(略)	<u>246,900</u>	(略)	89	(略)	(略)	<u>242,900</u>	(略)
90	(略)	(略)	<u>247,200</u>	(略)	90	(略)	(略)	<u>243,200</u>	(略)
91	(略)	(略)	<u>247,500</u>	(略)	91	(略)	(略)	<u>243,500</u>	(略)
92	(略)	(略)	<u>247,700</u>	(略)	92	(略)	(略)	<u>243,700</u>	(略)
93	(略)	(略)	<u>247,900</u>	(略)	93	(略)	(略)	<u>243,900</u>	(略)
94		(略)	<u>248,200</u>	(略)	94		(略)	<u>244,200</u>	(略)
95		(略)	<u>248,500</u>	(略)	95		(略)	<u>244,500</u>	(略)
96		(略)	<u>248,700</u>	(略)	96		(略)	<u>244,700</u>	(略)
97		(略)	<u>248,900</u>	(略)	97		(略)	<u>244,900</u>	(略)
98		(略)	<u>249,200</u>	(略)	98		(略)	<u>245,200</u>	(略)
99		(略)	<u>249,500</u>	(略)	99		(略)	<u>245,400</u>	(略)
100		(略)	<u>249,700</u>	(略)	100		(略)	<u>245,700</u>	(略)
101		(略)	<u>249,900</u>	(略)	101		(略)	<u>245,900</u>	(略)
102		(略)	<u>250,200</u>	(略)	102		(略)	<u>246,100</u>	(略)
103		(略)	<u>250,500</u>	(略)	103		(略)	<u>246,400</u>	(略)
104		(略)	<u>250,700</u>	(略)	104		(略)	<u>246,700</u>	(略)
105		(略)	<u>250,900</u>	(略)	105		(略)	<u>246,900</u>	(略)
106		(略)		(略)	106		(略)	<u>247,200</u>	(略)
107		(略)		(略)	107		(略)	<u>247,500</u>	(略)

108		(略)		(略)
109		(略)		(略)
110		(略)		(略)
111		(略)		(略)
112		(略)		(略)
113		(略)		(略)
114		(略)		(略)
115		(略)		(略)
116		(略)		(略)
117		(略)		(略)
118		(略)		(略)
119		(略)		(略)
120		(略)		(略)
121		(略)		(略)
122		(略)		(略)
123		(略)		(略)
124		(略)		(略)
125		(略)		(略)
126				(略)
127				(略)

108		(略)	<u>247,700</u>	(略)
109		(略)	<u>247,900</u>	(略)
110		(略)	<u>248,200</u>	(略)
111		(略)	<u>248,500</u>	(略)
112		(略)	<u>248,700</u>	(略)
113		(略)	<u>248,900</u>	(略)
114		(略)	<u>249,200</u>	(略)
115		(略)	<u>249,500</u>	(略)
116		(略)	<u>249,700</u>	(略)
117		(略)	<u>249,900</u>	(略)
118		(略)	<u>250,200</u>	(略)
119		(略)	<u>250,500</u>	(略)
120		(略)	<u>250,700</u>	(略)
121		(略)	<u>250,900</u>	(略)
122		(略)		(略)
123		(略)		(略)
124		(略)		(略)
125		(略)		(略)
126				(略)
127				(略)

128				(略)	128				(略)
129				(略)	129				(略)
130				(略)	130				(略)
131				(略)	131				(略)
132				(略)	132				(略)
133				(略)	133				(略)
134				(略)	134				(略)
135				(略)	135				(略)
136				(略)	136				(略)
137				(略)	137				(略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飯塚市宿泊税交付金基金条例

飯塚市宿泊税交付金基金条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

福岡県から交付される宿泊税交付金について、新たに又は拡充して観光振興を図る事業の財源とすることを目的として、飯塚市宿泊税交付金基金を設置するため、本案を提出するものである。

飯塚市宿泊税交付金基金条例

(設置)

第1条 飯塚市の観光振興を図る事業の財源に充てるため、飯塚市宿泊税交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 福岡県宿泊税交付金(福岡県宿泊税基金条例(令和元年福岡県条例第22号)第6条第1号に規定する交付金をいう。以下同じ。)として福岡県から交付される額のうち、一般会計予算で定める範囲内の額

(2) 前号の基金の運用により生ずる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、事業に要する費用に充てることができる。

2 前項の規定により支出してなお剰余金があるときは、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の設置目的を達成するための事業を行う場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、福岡県宿泊税交付金を福岡県に返還するための財源に充てる場合には、基金の全部又は一部を処分することができる。

(基金台帳)

第7条 基金は、台帳に記載し、常にその状況を明確にしなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び活用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

イイツカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例

イイツカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

イイツカコミュニティセンター大規模改修に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例

(飯塚市公民館条例の一部改正)

第1条 飯塚市公民館条例(平成18年飯塚市条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(休館日)			(休館日)		
第6条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。			第6条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。		
(1) 毎月の第3日曜日			(1) 毎月の <u>第1日曜日及び</u> 第3日曜日		
(2) (略)			(2) (略)		
別表(第13条関係)			別表(第13条関係)		
飯塚市中央公民館使用料			飯塚市中央公民館使用料		
室名	面積	施設使用料(1時間当たり)	室名	面積	施設使用料(1時間当たり)
学習室202	40.00m ²	220円	学習室202	40.00m ²	220円
展示ホール	223.00m ²	990円	展示ホール	223.00m ²	990円
			<u>特別室</u>	<u>40.00m²</u>	<u>470円</u>
工芸工作室	89.00m ²	730円	工芸工作室	89.00m ²	730円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
学習室304	41.00m ²	250円	学習室304	41.00m ²	250円
学習室305	53.00m ²	330円	学習室305	53.00m ²	330円

学習室306	40.00m ²	220円			
和室311	33.00m ²	160円	和室311	33.00m ²	160円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
調理実習室	149.00m ²	1,220円	調理実習室	149.00m ²	1,220円
軽運動室	188.00m ²	1,110円			
学習室401	330.00m ²	1,470円	学習室401	330.00m ²	1,470円
音楽室	208.00m ²	1,240円	音楽室	208.00m ²	1,240円
控室	11.00m ²	70円	控室1	15.00m ²	90円
			控室2	11.00m ²	70円
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 (略)			2 (略)		

(飯塚市市民交流プラザ条例の一部改正)

第2条 飯塚市市民交流プラザ条例(平成18年飯塚市条例第115号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 市民交流プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 市民交流プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
飯塚市市民交流プラザ	飯塚市 <u>飯塚14番67号</u>	飯塚市市民交流プラザ	飯塚市 <u>吉原町6番1号</u>

(休館日) 第4条 交流プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) <u>毎月の第3日曜日</u> (2) (略) 2 (略) (開館時間) 第5条 交流プラザの開館時間は、<u>午前9時</u>から<u>午後10時</u>までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 2 (略)	(休館日) 第4条 交流プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) <u>水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日でない日とする。)</u> (2) (略) 2 (略) (開館時間) 第5条 交流プラザの開館時間は、<u>午前10時</u>から<u>午後9時</u>までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 2 (略)
--	--

(飯塚市男女共同参画推進センター条例の一部改正)

第3条 飯塚市男女共同参画推進センター条例(平成18年飯塚市条例第142号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(休館日) 第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が	(休館日) 第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が

特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月の第3日曜日
- (2) (略)

別表(第10条関係)

男女共同参画推進センター使用料

室名	面積	施設使用料(1時間当たり)
サンクス会議室1	65m ²	380円
サンクス会議室2	75m ²	440円
(略)	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 (略)

特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 第1日曜日及び第3日曜日
- (2) (略)

別表(第10条関係)

男女共同参画推進センター使用料

室名	面積	施設使用料(1時間当たり)
学習交流室	61m ²	730円
技能向上室	65m ²	380円
軽運動室	188m ²	1,110円
(略)	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して14月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年9月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の飯塚市中央公民館及び男女共同参画推進センターの利用に係る申請その他の行為は、この条例の施行の日前

においても行うことができる。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第109号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(食事の提供の特例) 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)	(食事の提供の特例) 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飯塚市こども審議会条例

飯塚市こども審議会条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

こども基本法の規定により、各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして策定し、市町村こども計画に関する事項及びこども施策に関する重要事項について集約して調査審議するため、本案を提出するものである。

飯塚市こども審議会条例

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項、地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、飯塚市こども審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画に関する事項及びこども施策に関する重要事項について調査審議すること並びに同法第13条第3項に規定する協議会として、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。
- (2) 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画に関する事項及び次世代育成支援対策に関する重要事項について調査審議すること並びに同法第21条第1項に規定する協議会として、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議を行うこと。

- (3) 地方青少年問題協議会法第2条に規定する事務
- (4) 子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、同項各号に掲げる事務を処理すること。
- (5) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画に関する事項について調査審議すること。
- (6) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第10条第2項に規定する子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画に関する事項について調査審議すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 子育て関係団体の推薦を受けた者
 - (4) 公募による者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会の構成員とは別に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱、又は解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、第2条各号に掲げる事項で専門的に検討する必要があるときは、専門部会を設置することができる。

2 前項の専門部会の委員は、第4条に定める委員及び第5条に定める専門委員によって構成され、10人以内とし、審議会の会長が定める。

3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会長は審議会の会長が定め、副部会長は専門部会の委員の互選により定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども未来部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会の項及び飯塚市私立保育所運営法人選定委員会の項を削る。

(飯塚市青少年問題協議会条例の廃止)

3 飯塚市青少年問題協議会条例(平成18年飯塚市条例第89号)は、廃止する。

(飯塚市子ども・子育て会議条例の廃止)

4 飯塚市子ども・子育て会議条例(平成25年飯塚市条例第21号)は、廃止する。

こども・若者プラザいづか条例

こども・若者プラザいづか条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

こども・若者支援の推進と青少年の健全育成を図り、支援機関相互の連携強化を目指した拠点施設を設置するため、本案を提出するものである。

こども・若者プラザいづか条例

(設置)

第1条 こども・若者支援を推進し、青少年の健全育成を図ることを目的として、本市にこども・若者プラザいづか(以下「プラザ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
こども・若者プラザいづか	飯塚市吉原町6番1号

(事業)

第3条 第1条の目的を達成するため、プラザにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) こども・若者の健全育成に必要な施策に関すること。
- (2) こども・若者の学習と憩いの場の提供に関すること。
- (3) こども・若者の支援に関する相談及び情報の提供に関すること。
- (4) こども・若者の非行を未然に防止するために必要な施策に関すること。
- (5) こども・若者の補導活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事業に関すること。

(休館日)

第4条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(開館時間)

第5条 プラザの開館時間は、午前9時30分から午後6時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、プラザの利用者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限することができる。

(1) 人に迷惑をかけ、若しくは危険を及ぼすおそれがある行為をし、又はこれらに該当する物品及び動物等(身体障がい者補助犬を除く。以下同じ。)を携行するとき。

(2) 施設を損傷するおそれがあるとき。

(3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(4) 物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行うとき。

(5) プラザの趣旨に反する行為を行うとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、プラザの管理上支障があるとき。

(遵守事項)

第7条 施設を利用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 危険物又は動物等を持ち込まないこと。

(2) 喫煙又は飲酒をしないこと。ただし、市長が必要と認める場合を除く。

(3) 火気を使用しないこと。ただし、市長が必要と認める場合を除く。

(4) 許可なく物品を販売し、又は展示しないこと。

(5) 許可なく壁、柱、窓若しくは扉等にはり紙し、又は釘類を打ち込まないこと。

(6) 許可なく附属設備又は器具を外に持ち出さないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、その利用を終えたときは、速やかにその利用した施設を原状に

回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第9条 施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して14月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

イイヅカコミュニティセンターへの移転に伴い、市民等及び活動団体と連携したまちづくり等を推進するために、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

飯塚市市民交流プラザ条例(平成18年飯塚市条例第115号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 市民の自主的で公益的な市民活動を支援するとともに、<u>市民等及び活動団体</u>と連携したまちづくりその他の公益的事業を推進するため、市民交流プラザを設置する。 (定義) 第3条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>市民等</u> 飯塚市協働のまちづくり推進条例(令和2年飯塚市条例第11号。以下「まちづくり推進条例」という。)第2条第2号に規定する市民等をいう。 (2) <u>活動団体</u> <u>まちづくり推進条例第2条第4号に規定する地域活動団体及び同条第5号に規定する市民活動団体をいう。</u> (事業) 第4条 飯塚市市民交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) ボランティア及び市民活動<u>に関する相談及び支援事業</u> (2) <u>市民活動に関する</u>交流事業	(設置) 第1条 市民の自主的で公益的な市民活動を支援するとともに、<u>市民活動、国際交流、大学</u>と連携したまちづくりその他の公益的事業を推進するため、市民交流プラザを設置する。 (事業) 第3条 飯塚市市民交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) ボランティア及び市民活動<u>の</u>支援事業 (2) <u>国際交流</u>事業

(3) <u>市民等及び活動団体との連携事業</u>	(3) <u>大学と連携した事業</u>
(4) (略)	(4) (略)
(休館日)	(休館日)
<u>第5条</u> (略)	<u>第4条</u> (略)
(開館時間)	(開館時間)
<u>第6条</u> (略)	<u>第5条</u> (略)
(利用の制限)	(利用の制限)
<u>第7条</u> (略)	<u>第6条</u> (略)
(遵守事項)	(遵守事項)
<u>第8条</u> (略)	<u>第7条</u> (略)
(附属設備等の利用)	(附属設備等の利用)
<u>第9条</u> (略)	<u>第8条</u> (略)
(原状回復の義務)	(原状回復の義務)
<u>第10条</u> (略)	<u>第9条</u> (略)
(損害賠償の義務)	(損害賠償の義務)
<u>第11条</u> (略)	<u>第10条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第12条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)

附 則

この条例は、公布の日から起算して14月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

飯塚急患センター条例の一部を改正する条例

飯塚急患センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

飯塚急患センターの診療科目の変更に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚急患センター条例の一部を改正する条例

飯塚急患センター条例(平成18年飯塚市条例第156号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(診療科目) 第3条 飯塚急患センター(以下「急患センター」という。)の診療科目は、 <u>内科</u> とする。	(診療科目) 第3条 飯塚急患センター(以下「急患センター」という。)の診療科目は、 <u>次のとおり</u> とする。 (1) <u>内科</u> (2) <u>小児科</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、市民の生命及び財産の保護並びに生活環境の保全に寄与するため、本案を提出するものである。

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、市民の生命及び財産の保護並びに生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の屋根、壁面又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。)をいう。

(2) 太陽光発電事業 次に掲げる事業のうち、太陽光発電事業の用に供する土地の区域(以下「事業区域」という。)の面積が1,000平方メートル(当該太陽光発電設備を設置する者と実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期又は近接した時期に隣接した場所で太陽光発電設備の設置を行うときは、同一の事業区域とみなす。)以上のものをいう。

ア 太陽光発電設備の設置(森林等の伐採、切土、盛土その他の造成工事を含む。
以下同じ。)を行う事業

イ 太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備の存する事業区域の維持管理を行
う事業

ウ 太陽光発電設備による電気の発電及び供給を行う事業

(3) 事業者 太陽光発電事業を実施する者をいう。

(4) 周辺関係者 事業区域が所在する自治会(事業区域に隣接する自治会を含
む。)の区域に居住する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運
用が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、災害の
発生防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施
する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するとともに、その保持に努めな
ければならない。

3 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、太陽光発電設備
の解体及び撤去に要する費用を確保しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよ
う努めなければならない。

(禁止区域)

第6条 市長は、災害の発生防止及び生活環境の保全のため、太陽光発電事業の実
施を認めない区域を、禁止区域として指定するものとする。

2 事業者は、禁止区域において、太陽光発電事業を実施してはならない。ただし、
太陽光発電事業の内容等が、関係法令の定めに適合したものであるときは、この
限りではない。

3 第1項に規定する禁止区域は、次のとおりとする。

(1) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された砂防指定地

(2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定され
た地すべり防止区域

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条

第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

(5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条の規定により指定された保安林

(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域(ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第3条に規定する土地の形質の変更を伴う場合に限る。)

(抑制区域)

第7条 市長は、太陽光発電事業の実施について、特に配慮が必要と認められる区域を、抑制区域として指定するものとする。

2 市長は、事業者に対し、抑制区域を事業区域に含めないよう求めることができる。

3 第1項に規定する抑制区域は、次のとおりとする。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項に規定する重要文化財、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域並びに同法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地

(3) 福岡県文化財保護条例(昭和30年福岡県条例第25号)第4条第1項に規定する福岡県指定有形文化財及び同条例第37条第1項に規定する福岡県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域

(4) 飯塚市文化財保護条例(平成18年飯塚市条例第112号)第4条第1項に規定する飯塚市指定有形文化財及び同条例第32条第1項に規定する飯塚市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域

(事前協議)

第8条 事業者は、次条の規定に基づく届出をしようとする日の30日前までに、事業に関する計画(以下「事業計画」という。)について、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(事業計画の届出)

第9条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとする場合は、当該設置工事に着手

する60日前までに、事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(事業計画の変更等の届出)

第10条 事業者は、前条の届出後において、事業計画の変更又は中止をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(公告及び閲覧)

第11条 市長は、前2条の規定に基づく届出があったときは、規則で定めるところにより、公告その他の方法により周知するとともに、当該届出を公告の日から30日間、閲覧に供するものとする。

(説明会の開催)

第12条 事業者は、第9条又は第10条の届出を行った日から起算して45日以内に、周辺関係者に対して、事業計画等に関する説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、事業を中止した場合及びその他規則で定める場合はこの限りではない。

2 事業者は、説明会を開催する日の14日前までに、その日時、場所等を印刷物の配布等の方法により、市長及び周辺関係者に周知しなければならない。

3 事業者は、説明会において、周辺関係者以外の者で当該太陽光発電事業により生活環境に影響を受けるおそれがある者及び周辺関係者が出席を依頼した者の参加を拒むことができない。

4 事業者は、説明会において、事業計画等の内容を説明する資料を参加者に交付するとともに、参加者の十分な理解が得られるよう努めなければならない。

5 市長は、説明会に職員を立ち合わせることができる。

6 事業者は、説明会を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(太陽光発電設備設置の完了の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電設備の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(維持管理)

第14条 事業者は、災害の発生の防止及び生活環境の保全に支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を常時、安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備の設置が完了した後は、第4条第3項に規定する費用の確保の状況について、規則で定めるところにより、毎年度、市長に報告しなけれ

ばならない。

(協定の締結)

第15条 事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するにあたり、太陽光発電事業を実施する前に、災害の発生の防止及び生活環境の保全に関する事項等について、周辺関係者と協定を締結しなければならない。ただし、規則で定める理由により、協定を締結することが困難な場合は、この限りでない。

- 2 協定に関して疑義が生じた場合は、双方で協議を行い、誠意をもってその解決に努めるものとする。
- 3 事業者が太陽光発電事業を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとする場合、譲り受ける者又は借り受ける者は、第1項の規定により締結した協定の効力を継承するものとする。
- 4 事業者は、第1項の協定の締結をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(地位承継の届出)

第16条 事業者から事業の譲渡、相続、法人の合併等によりその地位の承継をした者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第17条 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令に基づき、太陽光発電設備の撤去、適正な処分その他必要な措置を講じなければならない。

(報告及び立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告又は資料の提出を求め、若しくは職員に事業区域への立入調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づく調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は助言)

第19条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第9条、第10条、第13条、第16条及び第17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (2) 第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- (3) 第18条の規定による立入調査を正当な理由なく拒んだとき
- (4) 正当な理由なく、前条の規定による指導に従わないとき

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

(国又は県への報告)

第21条 市長は、前条第2項の規定による公表をしたときは、国又は県へ報告することができる。

(審議会への意見聴取)

第22条 市長は、自然環境、生活環境等の保全について、必要に応じて飯塚市自然環境保全条例(平成18年飯塚市条例第239号)第6条に規定する飯塚市自然環境保全対策審議会の意見を聴くことができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 太陽光発電設備を設置しようとする事業者で、この条例の施行の日より前に、飯塚市自然環境保全条例に基づく手続を行っている場合、又は施行の日から起算して90日以内に工事に着手する場合は、この条例は適用しない。

(飯塚市自然環境保全条例の一部改正)

3 飯塚市自然環境保全条例(平成18年飯塚市条例第239号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、第2号の次

に次の1号を加える。

- (3) 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(令和 年飯塚市条例第 号)の規定に基づく届出が必要な事業

飯塚市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

飯塚市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

管理体制の見直しにより吉原町自転車駐車場の利用時間を終日利用とするため、
本案を提出するものである。

飯塚市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

飯塚市自転車駐車場条例(平成18年飯塚市条例第169号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用時間) 第4条 駐車場の利用時間は、終日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、期間を定めて利用を制限することができる。	(利用時間) 第4条 駐車場の利用時間は、終日 <u>(吉原町自転車駐車場については、午前6時から午後10時まで)</u> とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、期間を定めて利用を制限することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第45号)の施行に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例(令和6年飯塚市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(回収納付金を受け取る権利の放棄等) 第3条 (略) 2 市長は、前項の規定に基づく申出があった場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等を受ける中小企業者等の事業の再生に資するものであると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。 (1)～(4) (略) (5) 産業競争力強化法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 (6) (略)	(回収納付金を受け取る権利の放棄等) 第3条 (略) 2 市長は、前項の規定に基づく申出があった場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等を受ける中小企業者等の事業の再生に資するものであると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。 (1)～(4) (略) (5) 産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 (6) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第102号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

飯塚市水道事業給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第40条の3 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 <u>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u><u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)</u><u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事</u>	(布設工事監督者の資格) 第40条の3 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 <u>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u><u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 企業管理規程の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

(水道技術管理者の資格)

第40条の4 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 企業管理規程の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

(水道技術管理者の資格)

第40条の4 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 企業管理規程の定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 企業管理規程の定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第394号)が公布されたことに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年飯塚市条例第222号)の一部を次のように改正する。

改正後								改正前							
別表(第2条関係)								別表(第2条関係)							
退職報償金支給額表								退職報償金支給額表							
階級	勤務年数							階級	勤務年数						
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上		5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満			10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満		
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000	団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	
副団長 及び方面隊長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000	副団長 及び方面隊長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000	分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000	副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000	部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000	団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	
備考 (略)								備考 (略)							

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

契約の締結(相田公営住宅1棟目建設工事)

相田公営住宅1棟目建設工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 工事名 相田公営住宅1棟目建設工事
- 2 工事場所 飯塚市 相田 地内
- 3 契約金額 1,253,003,400円
- 4 受注者 九特・神崎特定建設工事共同企業体
代表者
飯塚市潤野1133番地6
九特興業 株式会社
代表取締役 新川 猛文
- 5 契約の方法 条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

工 事 請 負 議 案 資 料

入 札 概 要

工 事 名	相田公営住宅1棟目建設工事
工 期	本契約として認められた日から令和9年2月26日まで
予 定 価 格 (A)	1,382,700,000 円 (うち消費税 125,700,000 円) (1,257,000,000 円 税抜)
低入札調査基準価格	1,272,084,000 円 (うち消費税 115,644,000 円) (1,156,440,000 円 税抜)
失 格 基 準 価 格	1,253,003,400 円 (うち消費税 113,909,400 円) (1,139,094,000 円 税抜)
落 札 額 (B)	1,253,003,400 円 (うち消費税 113,909,400 円) (1,139,094,000 円 税抜)
落 札 率 (B / A) (少数点第3位以下切捨)	90.62 %
落 札 者 名	九特・神崎特定建設工事共同企業体
入 札 日	令和6年12月24日

条件付き一般競争入札(総合評価方式)

入札参加業者名	入札金額(税抜)	評価点	評価値	摘要
赤尾・友信特定建設工事共同企業体	1,156,440,000	116.80	10.099	
九特・神崎特定建設工事共同企業体	1,139,094,000	117.10	10.280	落札

評価値：技術評価点(標準点＋加算点)/入札金額×定数(100,000,000)
(小数点以下第4位を切り捨て、第3位まで表記)

工 事 請 負 議 案 資 料

工 事 名 相田公営住宅1棟目建設工事

工 期 本契約として認められた日から 令和9年2月26日まで

施 設 概 要 市営住宅 鉄筋コンクリート造6階建
延床面積 3210.47 m²

自転車置場 軽量鉄骨造平屋建
延床面積 32.59 m²

プロパンボンベ庫 鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積 10.2 m²

外 部 仕 上 表

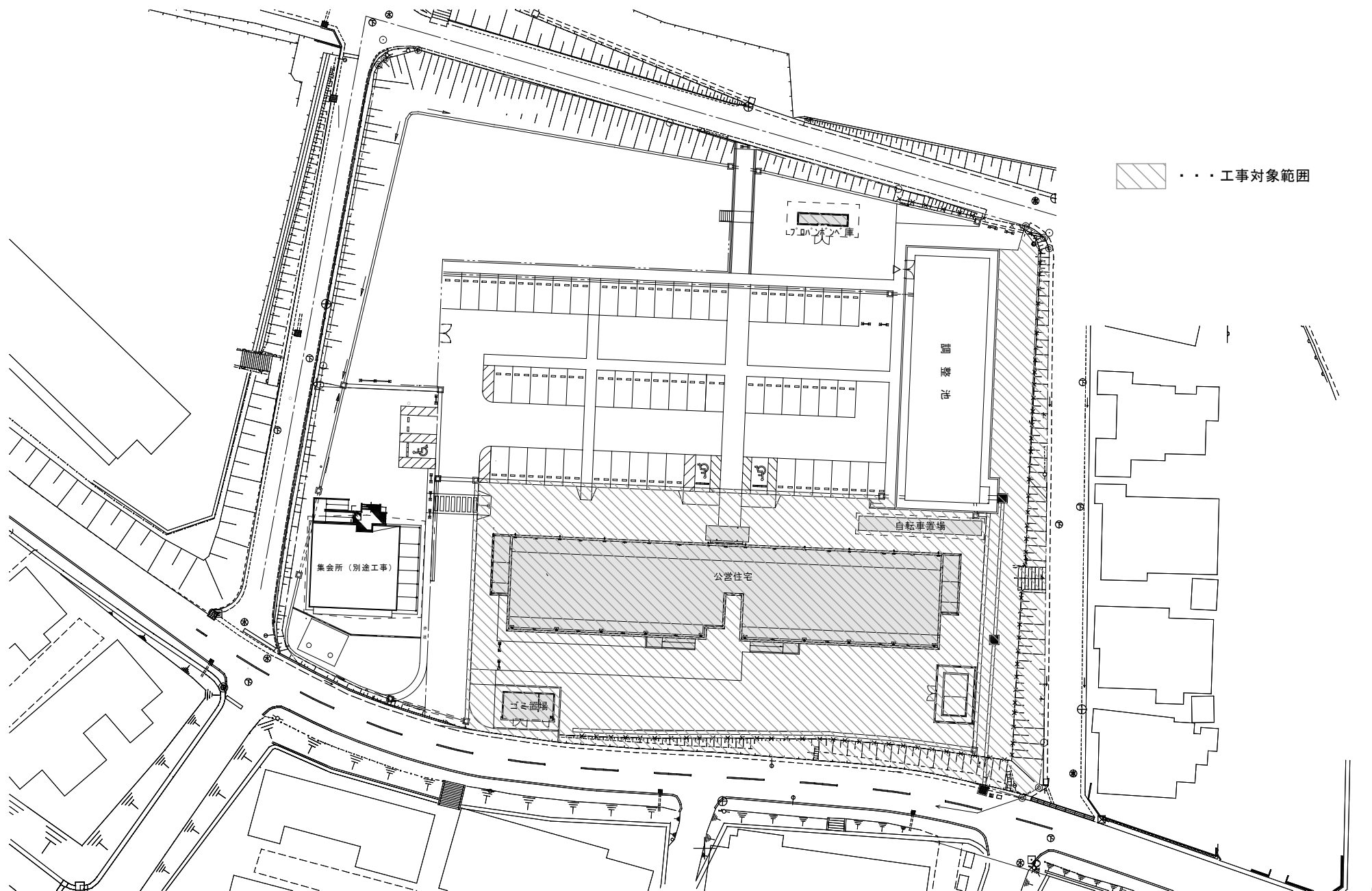
外 壁	コンクリート打放し＋複層塗材
屋 根	コンクリート金コテ押さえ＋アスファルトシート防水
建 具	アルミ建具・スチール建具

内 部 仕 上 表（主要居室）

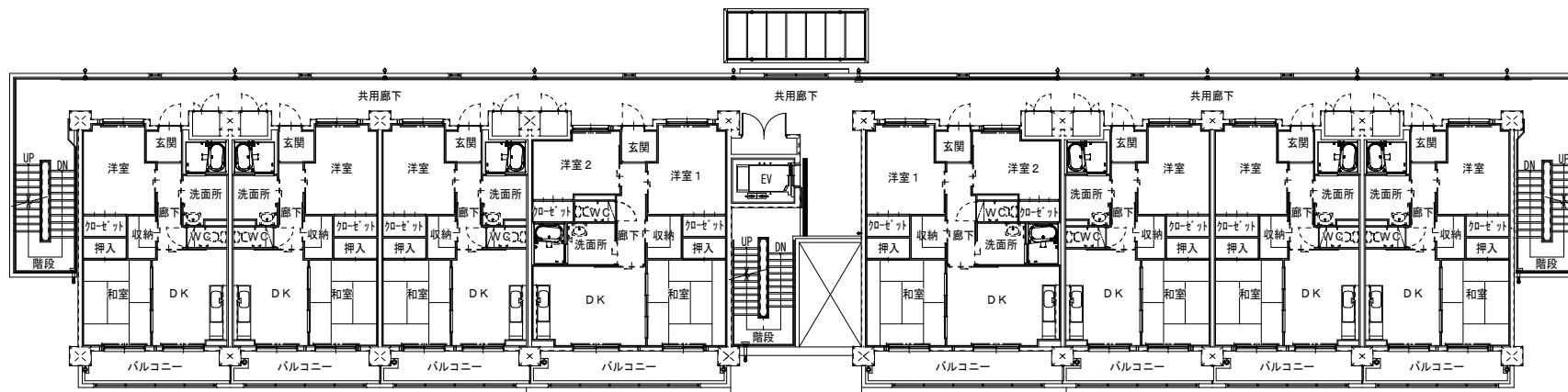
室 名	床	壁	天 井
玄関	防水モルタル	ビニルクロス	ビニルクロス
玄関ホール	フローリング	ビニルクロス	ビニルクロス
DK	フローリング	ビニルクロス (一部) 化粧ケイ酸カルシウム板	ビニルクロス
洋室	フローリング	ビニルクロス	ビニルクロス
和室	畳敷き	ビニルクロス	ビニルクロス
洗面脱衣室	ビニル床シート貼	ビニルクロス	ビニルクロス
浴室	浴室ユニット		
便所	ビニル床シート貼	ビニルクロス	ビニルクロス

付 近 見 取 図

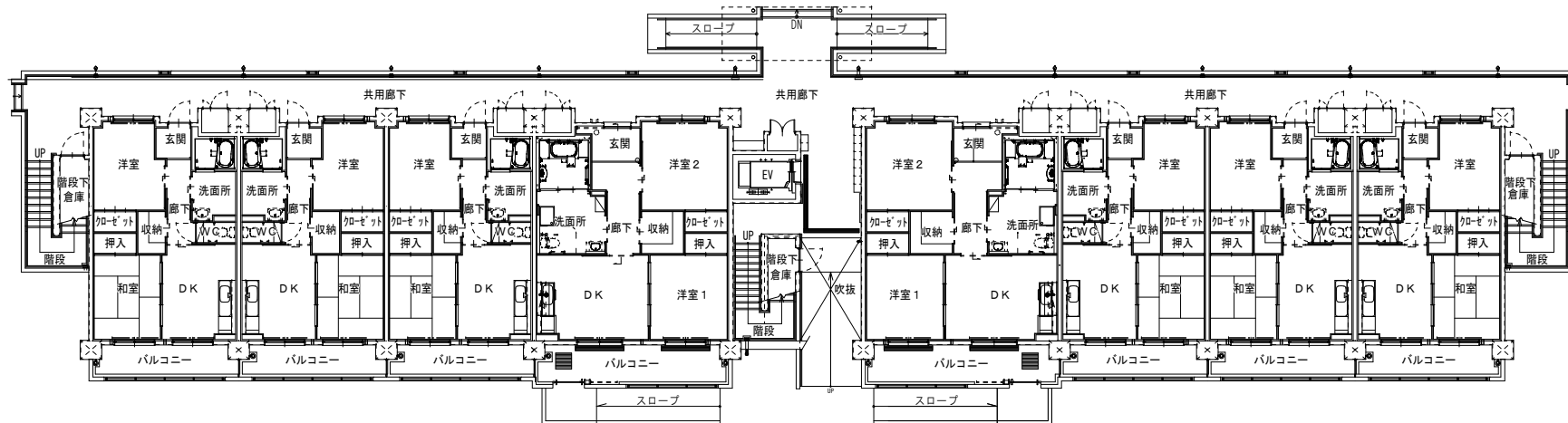




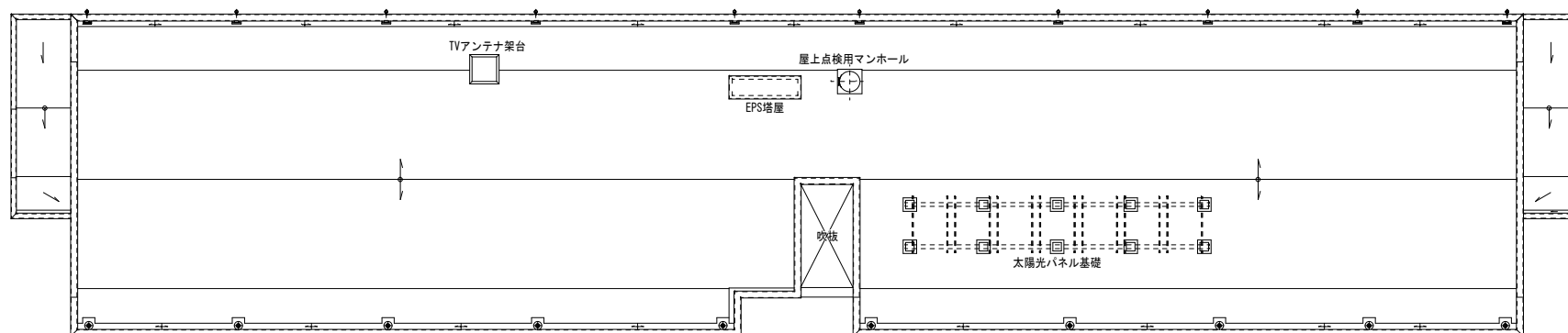
配置図



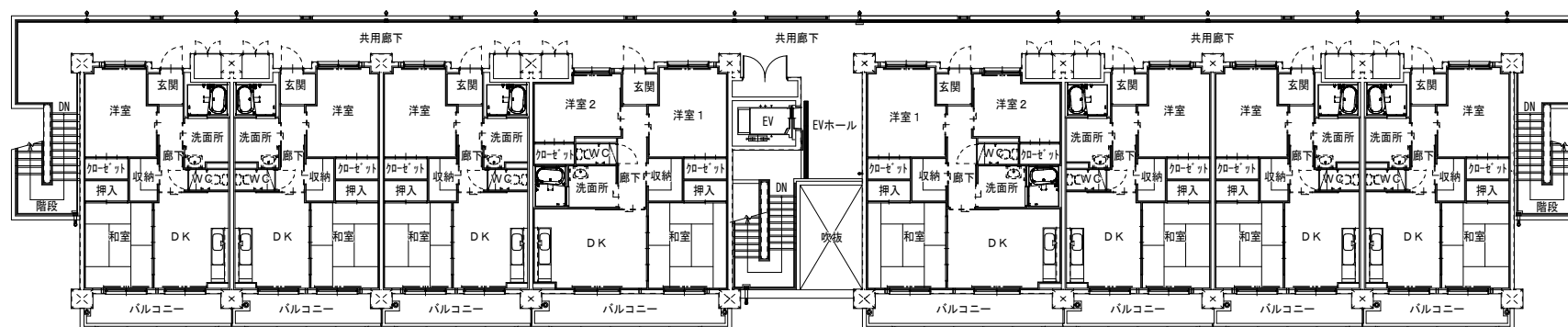
2～5階平面図



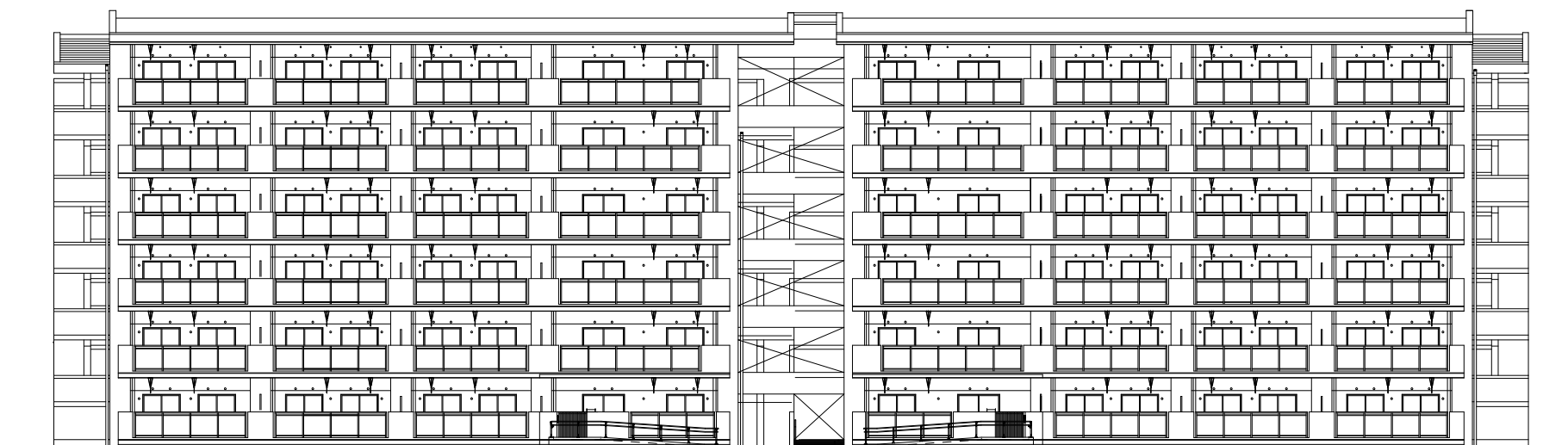
1階平面図



屋根伏図



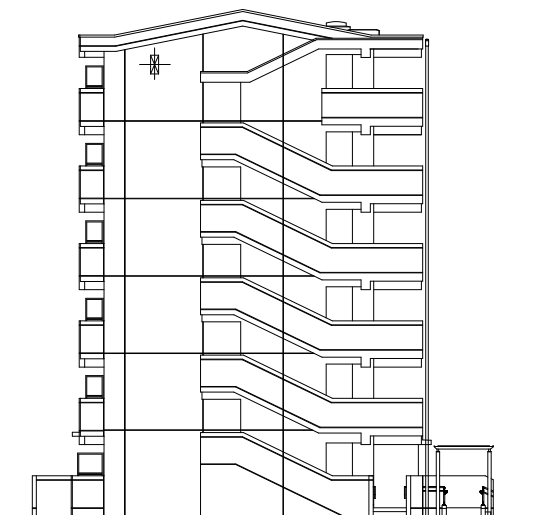
6階平面図



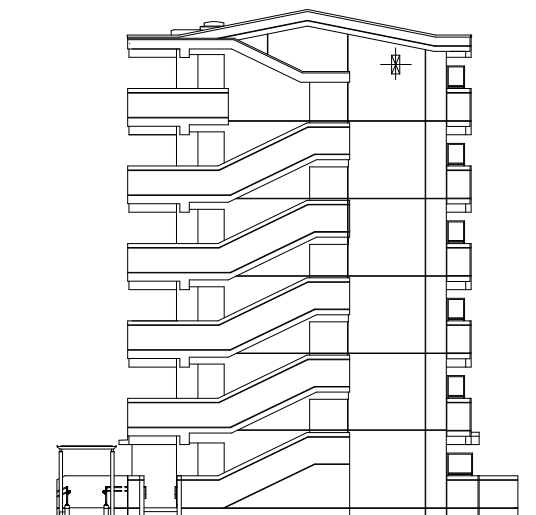
南側立面图



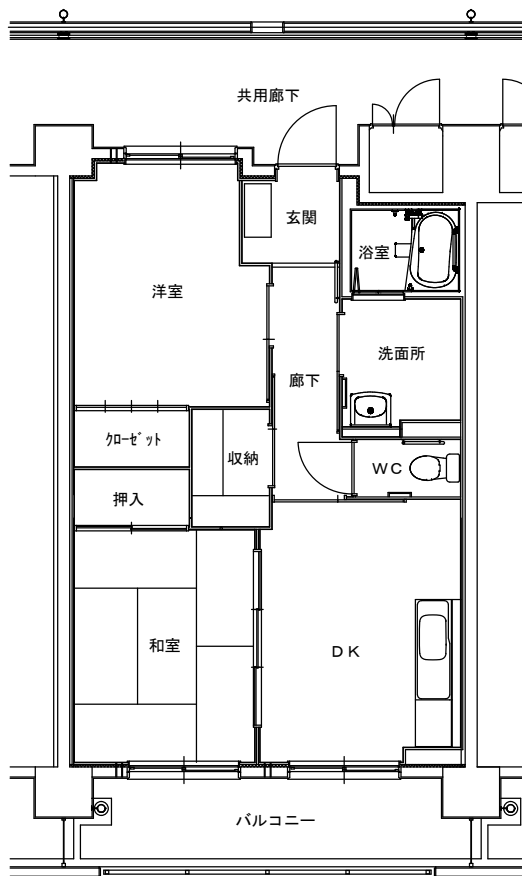
北側立面图



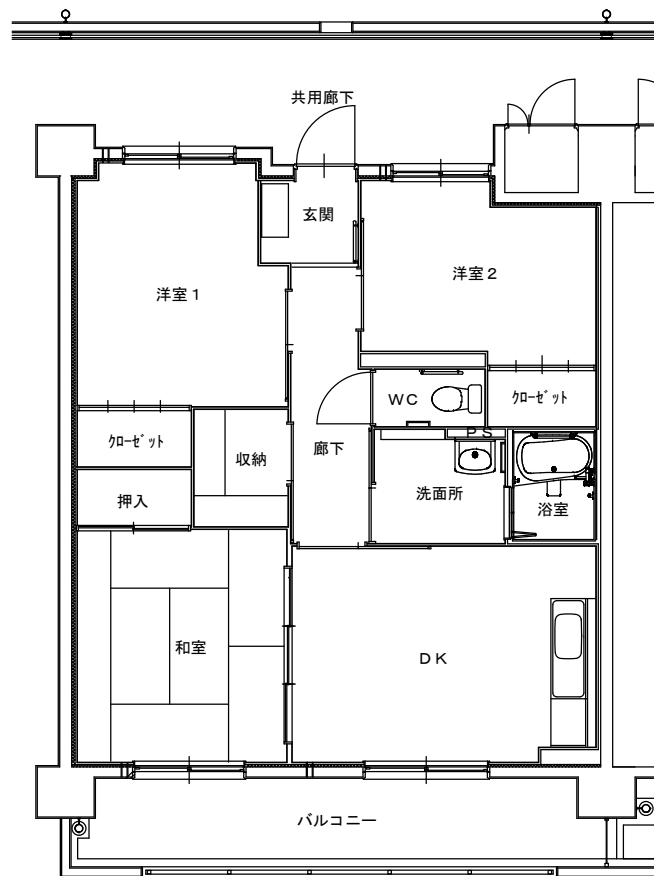
東側立面図



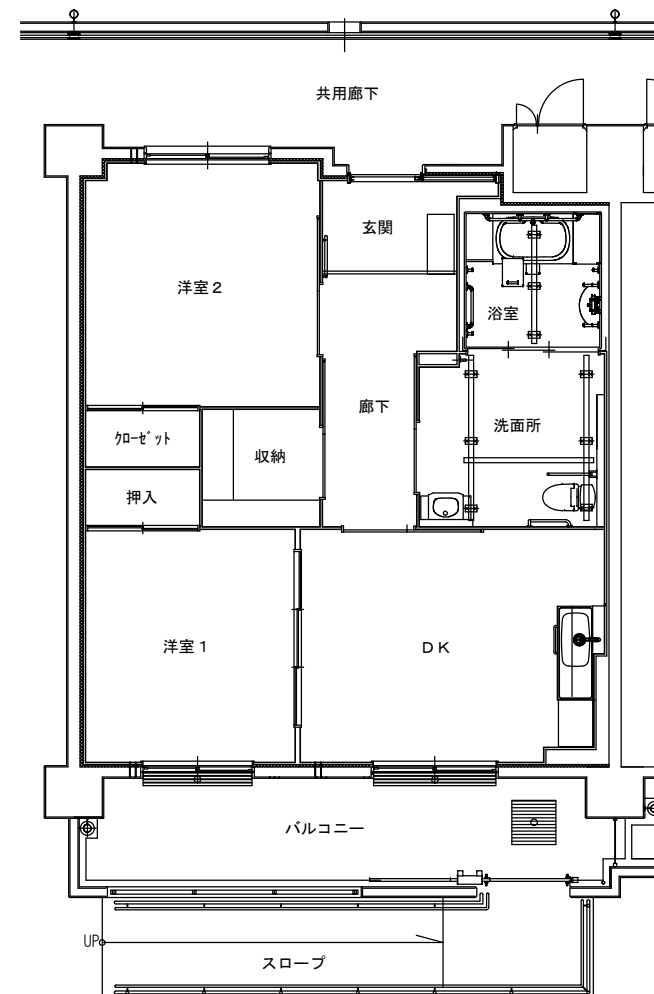
西側立面図



2DK 平面詳細図【計36戸】



3DK 平面詳細図【計10戸】



車いす住戸 平面詳細図【計2戸】

財産の取得(デスクトップパソコン一式)

飯塚市に職員用情報ネットワーク端末機器を整備するため、次の財産を取得するものとする。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 取得する財産 デスクトップパソコン一式 502台
- 2 取得価格 51,150,000円
- 3 契約の相手方 飯塚市徳前24番地2
株式会社 玉置
代表取締役 玉置 一貴
- 4 契約の方法 指名競争入札

提案理由

デスクトップパソコン一式を取得するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

財産の取得(ノートパソコン一式)

飯塚市に職員用情報ネットワーク端末機器を整備するため、次の財産を取得するものとする。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 取得する財産 ノートパソコン一式 235台
- 2 取得価格 29,700,000円
- 3 契約の相手方 飯塚市伊岐須471番地5
株式会社 トータルオフィス 筑豊営業所
所長 鈴川 充行
- 4 契約の方法 指名競争入札

提案理由

ノートパソコン一式を取得するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

土地の処分(栗尾工業団地北側)

次の普通財産を処分するものとする。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- | | |
|----------|--|
| 1 所在地 | 飯塚市鯉田字黒切113番14外1筆 |
| 2 地 目 | 山林 |
| 3 処分面積 | 16,079.13平方メートル |
| 4 処分価格 | 304,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 兵庫県神戸市中央区御幸通三丁目1番3号
株式会社 岡崎製作所
代表取締役 岡崎 一英 |

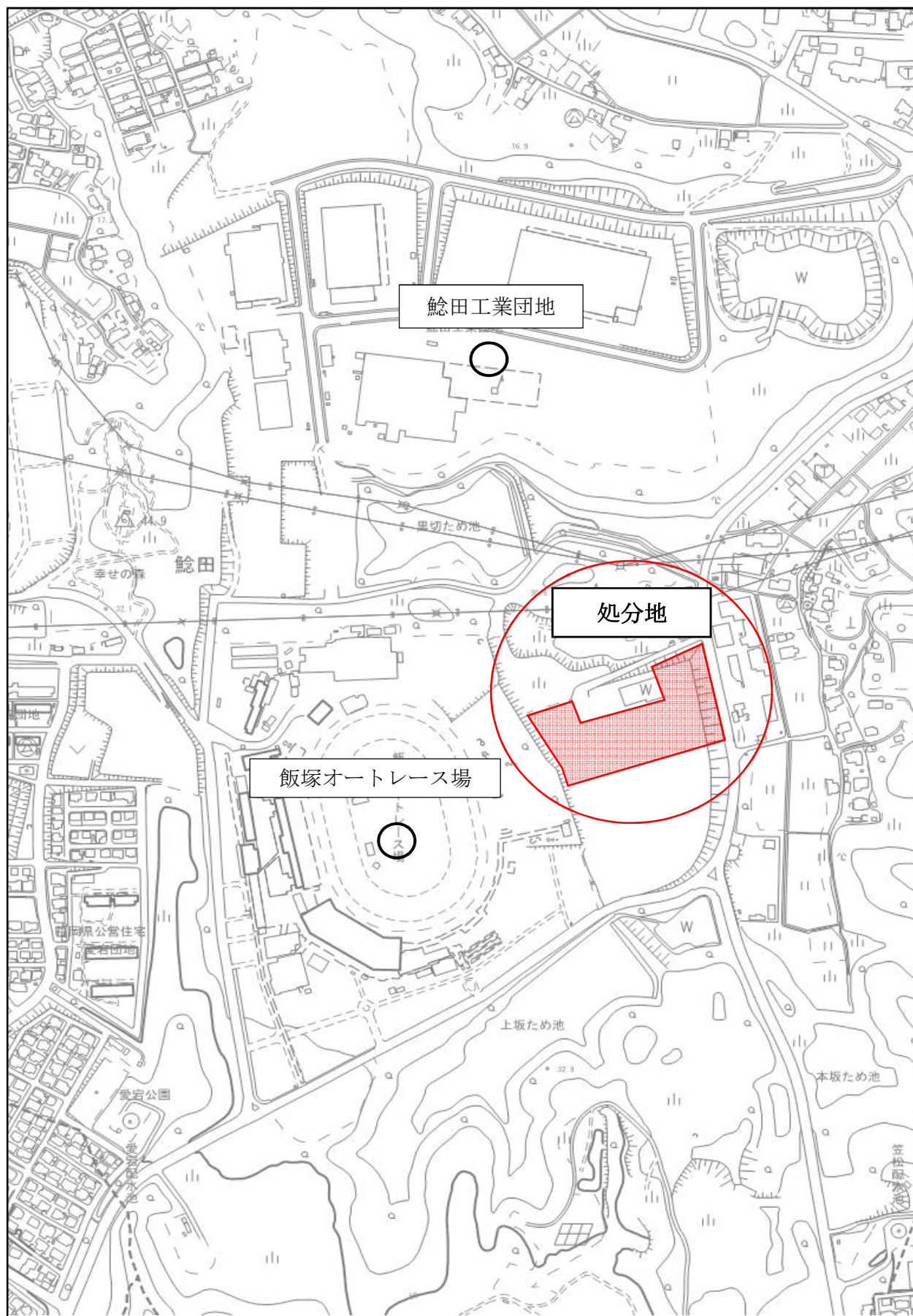
提案理由

この普通財産を工場等用地敷として、株式会社岡崎製作所に処分するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

処分する財産の明細表

所 在	地 目	地 積 (㎡)
飯塚市鯉田字黒切113番14	山林	14,988.06
飯塚市鯉田字黒切113番15	山林	1,091.07
合 計		16,079.13

位置図



土地の処分(平恒地区工場適地)

次の普通財産を処分するものとする。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- | | |
|----------|--|
| 1 所在地 | 飯塚市南尾字弓田134番9外12筆 |
| 2 地 目 | 雑種地外 |
| 3 処分面積 | 17,268.13平方メートル |
| 4 処分価格 | 112,625,000円 |
| 5 契約の相手方 | 福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈字ヲベ田13番地134
松岡運送 有限会社
代表取締役 松岡 竜二 |

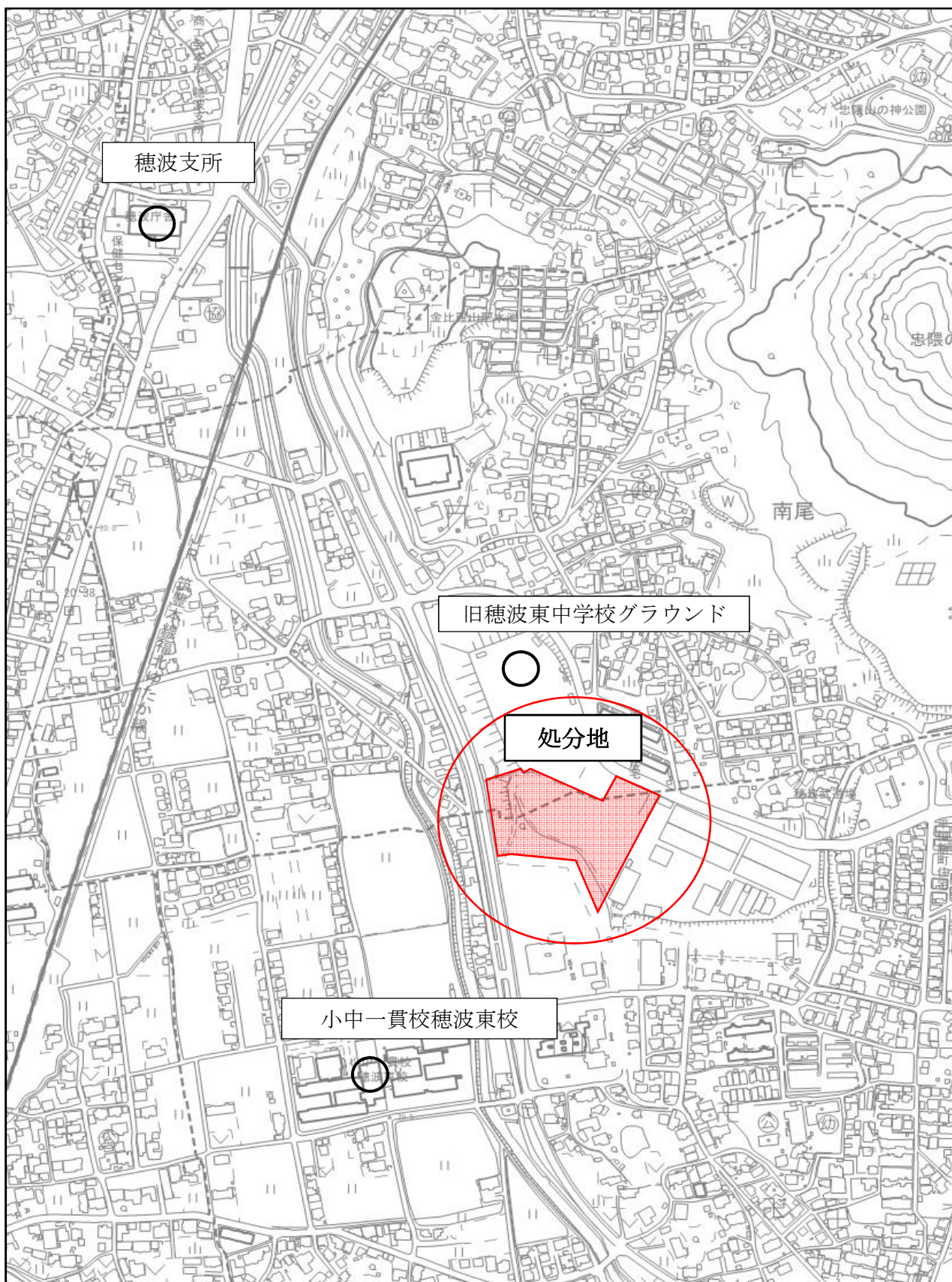
提案理由

この普通財産を工場等用地敷として、松岡運送有限会社に処分するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

処分する財産の明細表

所 在	地 目	地 積 (㎡)
飯塚市南尾字弓田 134 番 9	雑種地	38.72
飯塚市南尾字弓田 134 番 13	雑種地	12.69
飯塚市南尾字迎坂 252 番 16	雑種地	116.48
飯塚市南尾字野添 274 番 1	雑種地	4,073.81
飯塚市南尾字野添 274 番 7	雑種地	91.98
飯塚市平恒字ノマ 132 番 7	宅地	9,784.61
飯塚市平恒字ノマ 132 番 35	宅地	1,817.45
飯塚市平恒字宮ノ前 169 番 13	宅地	0.97
飯塚市平恒字宮ノ前 169 番 27	用悪水路	10.49
飯塚市平恒字宮ノ前 169 番 28	宅地	316.87
飯塚市平恒字宮ノ前 169 番 29	宅地	332.17
飯塚市平恒字ノマ 1207 番 5	宅地	6.47
飯塚市平恒字宮ノ前 1302 番 3	雑種地	665.42
合 計		17,268.13

位置図



福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和7年3月31日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から下田川清掃施設組合を脱退させ、令和7年4月1日から、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を次のとおり変更する。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

令和7年3月31日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

福岡県市町村職員退職手当組合同規約(昭和36年県指令36地第903号許可)の一部を次のように変更する。

別表第1田川郡の項中「，下田川清掃施設組合」を削る。

別表第2第5区の項中「下田川清掃施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

別表第 1 （第 2 条関係）

新	旧
組 合 市 町 村 市 筑紫野市、大野城市、小郡市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、柳川市、宮若市、朝倉市、飯塚市、嘉麻市、中間市、八女市、みやまし、糸島市 粕屋郡 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、久山町、粕屋郡自治会館組合、古賀高等学校組合、粕屋郡篠栗町外一市五町財産組合、北筑昇華苑組合、粕屋南部消防組合、粕屋北部消防組合、須恵町外二ヶ町清掃施設組合 嘉穂郡 桂川町、飯塚地区消防組合、ふくおか県央環境広域施設組合 朝倉郡 筑前町、東峰村、甘木・朝倉広城市町村圏事務組合、甘木・朝倉・三井環境施設組合 三井郡 大刀洗町、久留米市外三市町高等学校組合、両筑衛生施設組合 三潁郡 大木町、花宗太田土木組合 八女郡 広川町、花宗用水組合、八女地区消防組合 京都郡 荏田町、みやこ町 田川郡 香春町、添田町、大任町、赤村、川崎町、糸田町、福智町、田川郡東部環境衛生施設組合、福岡県田川地区消防組合、田川地区広域環境衛生施設組合 築上郡 吉富町、上毛町、築上町、吉富町外 1 町環境衛生事務組合、築上郡自治会館等資産管理組合、吉富町外一市中学校組合、豊前市外二町清掃施設組合、京築広城市町村圏事務組合 その他 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合、福岡県自治会館管理組合、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合、筑慈苑施設組合、福岡県介護保険広域連合、うきは久留米環境施設組合、玄界環境組合、宗像地区事務組合、柳川みやま土木組合、有明生活環境施設組合、久留米広城市町村圏事務組合	組 合 市 町 村 市 筑紫野市、大野城市、小郡市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、柳川市、宮若市、朝倉市、飯塚市、嘉麻市、中間市、八女市、みやまし、糸島市 粕屋郡 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、久山町、粕屋郡自治会館組合、古賀高等学校組合、粕屋郡篠栗町外一市五町財産組合、北筑昇華苑組合、粕屋南部消防組合、粕屋北部消防組合、須恵町外二ヶ町清掃施設組合 嘉穂郡 桂川町、飯塚地区消防組合、ふくおか県央環境広域施設組合 朝倉郡 筑前町、東峰村、甘木・朝倉広城市町村圏事務組合、甘木・朝倉・三井環境施設組合 三井郡 大刀洗町、久留米市外三市町高等学校組合、両筑衛生施設組合 三潁郡 大木町、花宗太田土木組合 八女郡 広川町、花宗用水組合、八女地区消防組合 京都郡 荏田町、みやこ町 田川郡 香春町、添田町、大任町、赤村、川崎町、糸田町、福智町、田川郡東部環境衛生施設組合、福岡県田川地区消防組合、<u>下田川</u>清掃施設組合、田川地区広域環境衛生施設組合 築上郡 吉富町、上毛町、築上町、吉富町外 1 町環境衛生事務組合、築上郡自治会館等資産管理組合、吉富町外一市中学校組合、豊前市外二町清掃施設組合、京築広城市町村圏事務組合 その他 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合、福岡県自治会館管理組合、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合、筑慈苑施設組合、福岡県介護保険広域連合、うきは久留米環境施設組合、玄界環境組合、宗像地区事務組合、柳川みやま土木組合、有明生活環境施設組合、久留米広城市町村圏事務組合

福岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約新旧対照表

別表第2（第5条関係）

新				旧			
議員の選挙区及び定数				議員の選挙区及び定数			
選挙区		組合市町村の 長のうちから 選挙すべき議 員の数	組合市町村の議 会の議長のうち から選挙すべき 議員の数	選挙区		組合市町村の 長のうちから 選挙すべき議 員の数	組合市町村の議 会の議長のうち から選挙すべき 議員の数
第1区	筑紫野市 大野城市 小郡市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 うきは市 みやま市 糸島市 筑紫野太宰府消防 組合 春日・大野城・那珂川消防組合 筑紫野・小郡・基 山清掃施設組合 筑慈苑施設組合 玄界環境組合 宗像地 区事務組合 うきは久留米環境施設組合	2人	2人	第1区	筑紫野市 大野城市 小郡市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 うきは市 みやま市 糸島市 筑紫野太宰府消防 組合 春日・大野城・那珂川消防組合 筑紫野・小郡・基 山清掃施設組合 筑慈苑施設組合 玄界環境組合 宗像地 区事務組合 うきは久留米環境施設組合	2人	2人
第2区	柳川市 宮若市 朝倉市 飯塚市 嘉麻市 中間市 八女 市 飯塚地区消防組合 花宗用水組合 花宗太田土木組合 柳川みやま土木組合 有明生活環境施設組合 ふくおか県 央環境広域施設組合	2人	2人	第2区	柳川市 宮若市 朝倉市 飯塚市 嘉麻市 中間市 八女 市 飯塚地区消防組合 花宗用水組合 花宗太田土木組合 柳川みやま土木組合 有明生活環境施設組合 ふくおか県 央環境広域施設組合	2人	2人
第3区	宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 粕屋町 久山 町 筑前町 東峰村 糟屋郡自治会館組合 古賀高等学校 組合 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合 北筑昇華苑組合 粕屋南部消防組合 粕屋北部消防組合 須恵町外二ヶ町清 掃施設組合 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合 福岡県自治会館管理組合 福岡県介護保険広域連合 甘 木・朝倉広域市町村圏事務組合 甘木・朝倉・三井環境施 設組合	2人	2人	第3区	宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 粕屋町 久山 町 筑前町 東峰村 糟屋郡自治会館組合 古賀高等学校 組合 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合 北筑昇華苑組合 粕屋南部消防組合 粕屋北部消防組合 須恵町外二ヶ町清 掃施設組合 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合 福岡県自治会館管理組合 福岡県介護保険広域連合 甘 木・朝倉広域市町村圏事務組合 甘木・朝倉・三井環境施 設組合	2人	2人
第4区	大刀洗町 大木町 広川町 久留米市外三市町高等学校組 合 両筑衛生施設組合 八女地区消防組合 久留米広域市 町村圏事務組合	1人	1人	第4区	大刀洗町 大木町 広川町 久留米市外三市町高等学校組 合 両筑衛生施設組合 八女地区消防組合 久留米広域市 町村圏事務組合	1人	1人
第5区	桂川町 荇田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町 香 春町 添田町 大任町 赤村 川崎町 糸田町 福智町 吉富町外1町環境衛生事務組合 築上郡自治会館等資産管 理組合 吉富町外一市中学校組合 豊前市外二町清掃施設 組合 京築広域市町村圏事務組合 田川郡東部環境衛生施 設組合 福岡県田川地区消防組合 田川地区広域環境衛生 施設組合	2人	2人	第5区	桂川町 荇田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町 香 春町 添田町 大任町 赤村 川崎町 糸田町 福智町 吉富町外1町環境衛生事務組合 築上郡自治会館等資産管 理組合 吉富町外一市中学校組合 豊前市外二町清掃施設 組合 京築広域市町村圏事務組合 田川郡東部環境衛生施 設組合 福岡県田川地区消防組合 <u>下田川清掃施設組合</u> 田川地区広域環境衛生施設組合	2人	2人

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和7年2月20日提出

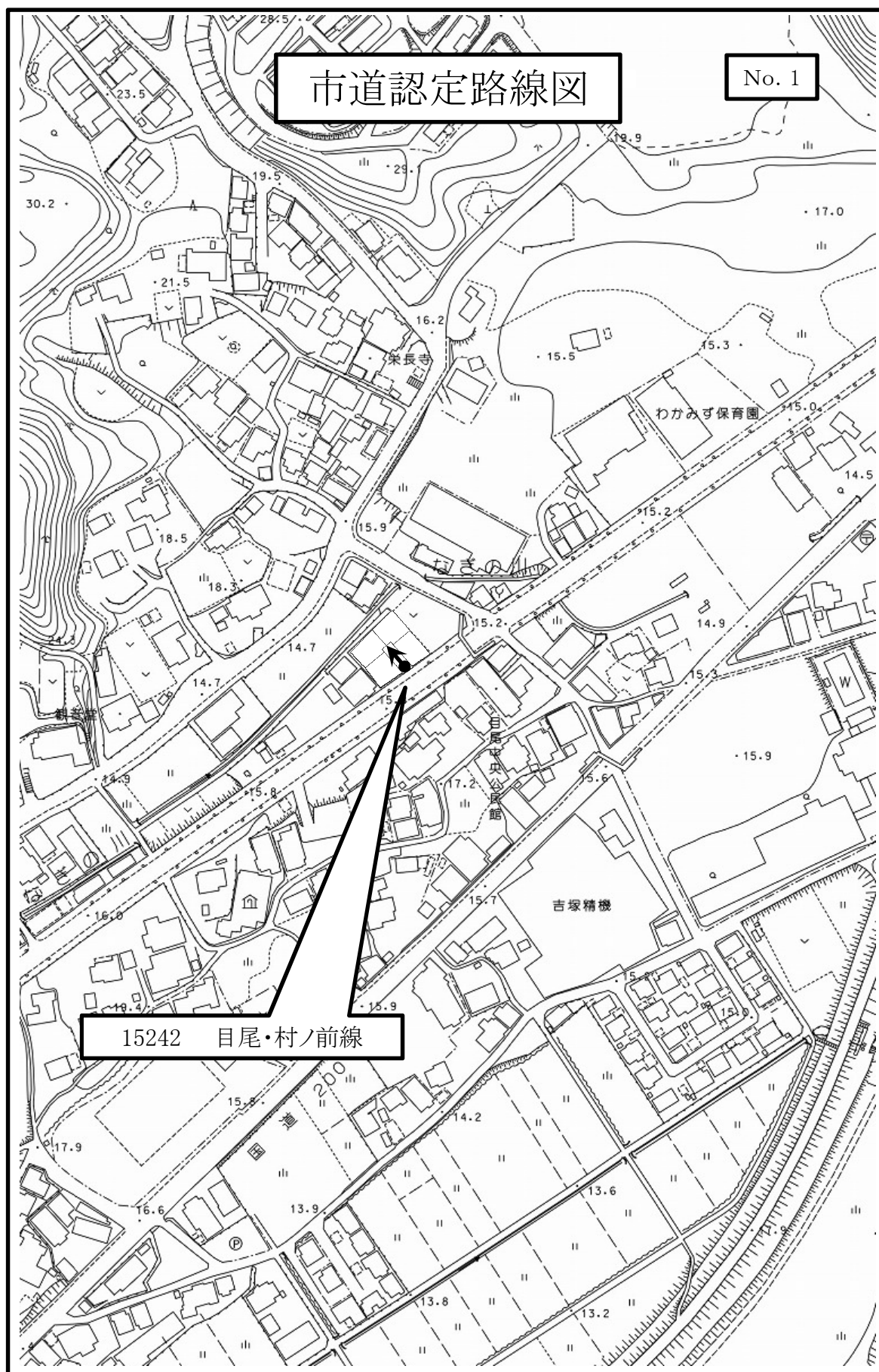
飯塚市長 武 井 政 一

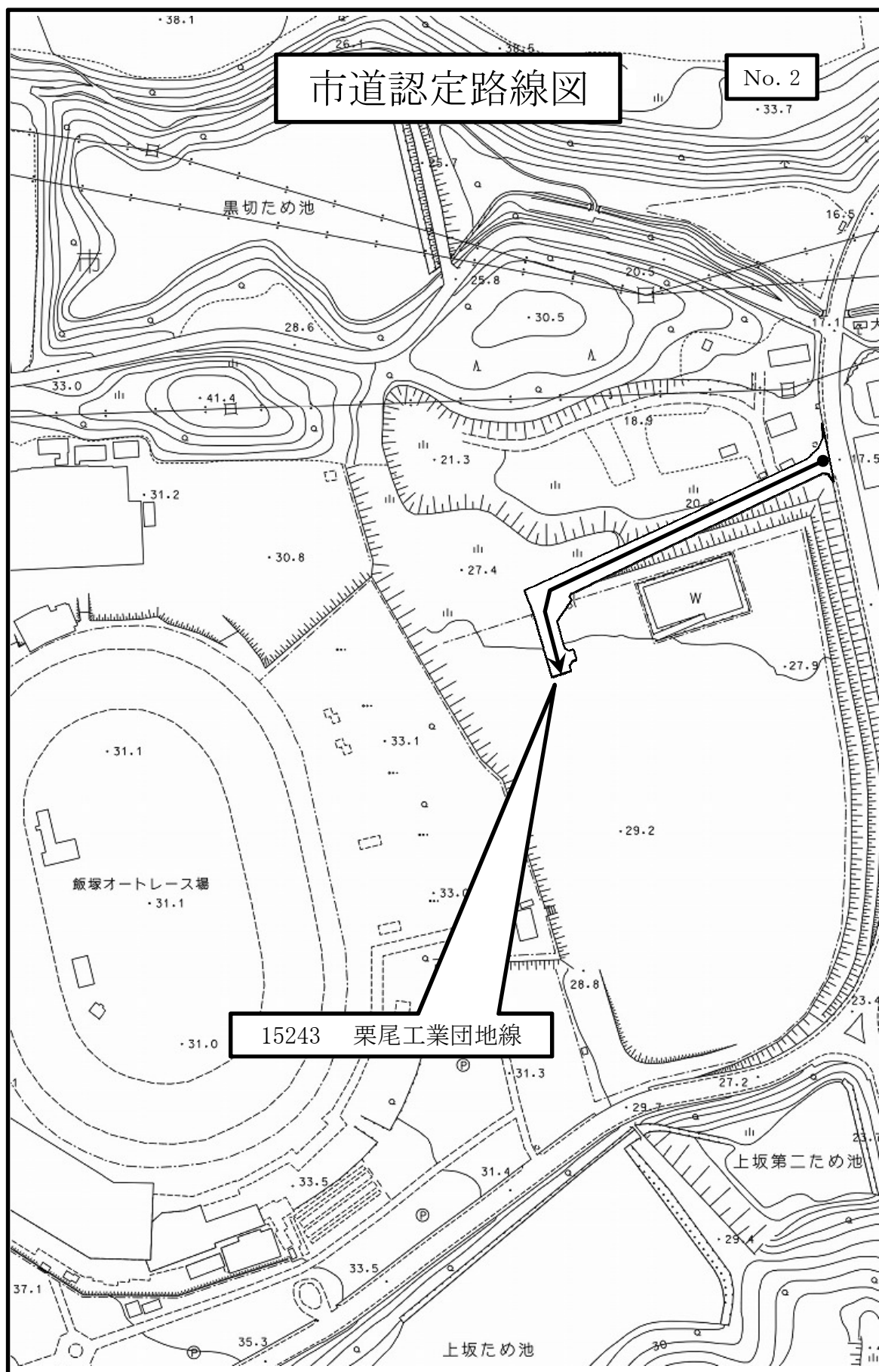
提案理由

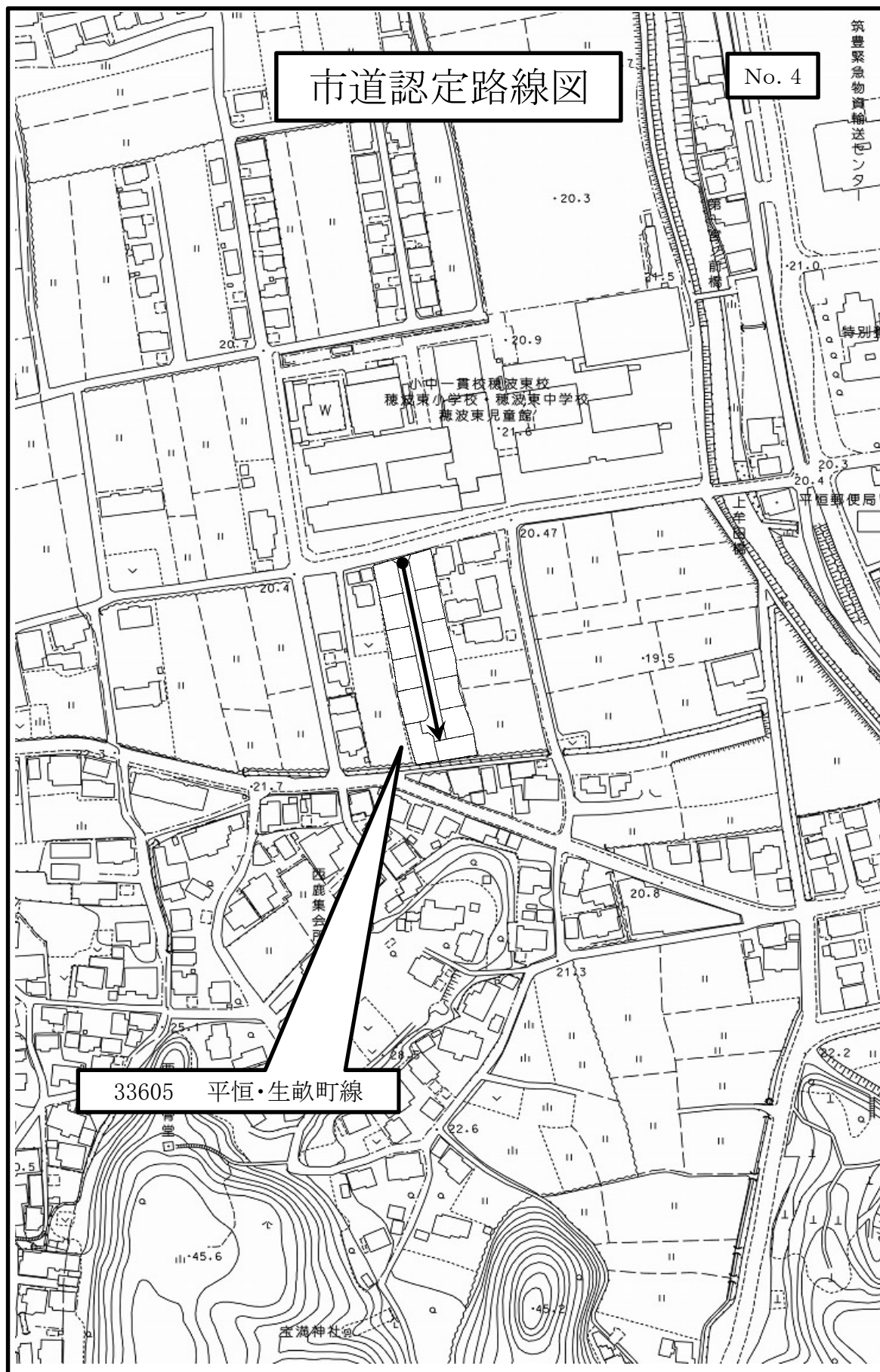
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15242	目尾・村ノ前線	目尾 788-5 地先	目尾 788-8 地先	6.0	16.8	No. 1
2	15243	栗尾工業団地線	鯉田 113-6 地先	鯉田 113-12 地先	10.0	192.8	No. 2
3	23388	大分駅前5号線	大分 1491-57 地先	大分 1488-11 地先	6.0	34.0	No. 3
4	33605	平恒・生畝町線	平恒 1216 地先	平恒 947-11 地先	6.5	92.5	No. 4
				合 計		336.1	







専決処分の承認(令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第8号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和6年12月24日専決

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)

専決処分の承認(令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第4号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第4号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和6年12月30日専決

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第4号)

専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和6年12月18日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

損害賠償の額 306,240円

1 事故発生の日時、場所

令和6年9月24日(火)午前9時10分頃

飯塚市相田地内

2 事故の概要

環境対策課職員が市有地を除草作業中、刈払機によって飛ばされた小石が駐車中の相手方車両に衝突し、右側ドアガラス、フロントガラス及び車内インストルメントパネルを損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両右側ドアガラス、フロントガラス及び車内インストルメントパネル損傷

市側 なし

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として306,240円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	車両修繕料	306,240 円	306,240 円	0 円

6 事故現場見取図

